

始めて園藝師を置きたるは一千八百六十年の終りにして今世紀の初めには全國を通して已に公園監督三十五名の外市園藝師六十一名を算するに至れり。ライプツヒ市の環状公園、ミュンステル市の遊歩場、エルフルト市の『女后ルイゼ公園』の如き園藝公園中の最著しきものなり。近年數多の都市に於て森林公園新に起り墓地、病院、屠畜場、寺院其他公共の建物ある場所に於て必ず園藝の裝飾に意匠を凝らしつゝあるは最注意すべきの現象たり。然るに我邦の都市團體に於て是等の事業か未だ能く考案せらるゝの域に達せざるは固より其事の困難なるに由ると雖も又市民か田園生活の趣味を感ずること未だ深からざるにも由れり。之を總ふるに泰西都市の訓育政策に於ける最特異なる進化は娛樂制度と教化制度とが互に相近接抱合するの一事是なり。我都市行政の將來も亦自から此趨勢に嚮て進まざるへからず。

泰西諸國に於ては近年に至りて『都市美化事業』と稱する一種の主張が著しく人の注意を促すに至れり。所謂都市美化事業は都市行政の裡に於て實利の問題と共に美術の問題を講究し經濟問題と共に娛樂問題を解

(1) "City beautification."

決せんことを期するにあり。就中利益主義に富める米國都市の間に於て『都市美術』なる一種の術語を生ずるに至りしは社會の氣運亦奇なりと謂はざるへからず。所謂『都市美術』は即ち都市の經營に依て藝術の觀念を進め趣味の向上を計らんとするに在り。則ち華盛頓市は斯道の専門家ランフアンの考案に基き都市の美觀を一新せんことを期し千九百一年之か爲めに委員を置き公營の建築物に就ては其配列及裝飾に關し大に意を用ゆる所あり。千九百七年に發表せられたる報告に依るに聖路易市に於ては市區改正の計畫を定むると共に新に『都市美術局』なる一種の機關を開設せんとするの議あるを見るは特に注目の價あるを覺ゆ。同市は先年同地に開設せられたる大博覽會の爲めに著しき刺戟を受け都市の改造には美術的感念の最も必要なることを自覺するに至れり。之か爲め先づ建築の意匠、建物の排列、道路、公園の裝飾に注意し又一方赤裸なる壁、牆、没趣味の外面及び孤立にして連絡なき建物に就ては一定の制限を加へ橋梁、棧橋、記念像、噴水塔に就ては勉めて之に美術の趣味を加ふる等要は之に依て都市の風韻と市民の審美心を高めん事を期しつゝあり。是より先

(1) "Municipal arts."



き紐育市に於ては美術委員會の開かれたるや市の裝飾の爲めに千八百萬弗を費すの豫算を立てたることありき。是等の先縦は聖路易市を始め他の都市に向て多大の感動を與へしは亦事實に於て疑なき所なり。然れども米國都市の中にて組織的に都市美術の經營を爲したるはクリブラクリブランド市に如くはなし。クリブラクリブランドは米國都市の内にて最も著るしき商業主義の都會にして俗に米國のセフキルドセフキルドなりと稱せらる。同市の附近に於て製産せらるる鋼鐵石炭の額もビビブルグ市に亞く所の工業都市なり。此の如き實利主義の工業都市を以てして率先都市の美觀と市民の娛樂とを慮るに至りしは更に快心の舉と謂ふへし。是より先き同市は市俄古博覽會の美術主任たりしダニエルダニエル、バルンハムバルンハムを招聘して都市公營の建築物を管理せしめ之か配列と裝飾とに就て其意を用ゆる所あり。之と併せて音樂堂博物館等の爲めに費す所亦二千萬弗に上りしか更に進んで一萬五千「エーカー」の大公園をも設け爲めに三千三百萬弗を費せり。此(1)くして同市の學者フレデリック(2)、ホウエーホウエーか近く『都市論』を著はすや其都市美觀』の一章に於て此一事を稱揚し拿破崙三世か府尹ハウスマンハウスマンに依

(1) Howe; "The British city."

(2) "City beautiful."

其六 獎檢  
行政

て巴里を改造したる偉績に比して更に軒輊する所なかるへしと謂へり。都市美觀事業は獨りクリブラクリブランドに止らず娛樂問題と相應して歐西各都市の間に漸次新興の氣運を呈せり。元來娛樂制度は之を教育制度保健制度に比すれば固より最後に發達すへき順序に在りと雖も近世の娛樂事業は其理想を市民の開發、都市の美觀に置くもの多きか故に必ずしも先後の順序に依らず寧ろ各種の都市行政と相連絡し急速の發達を遂ぐることを寧ろ意思の外に在るものあり。

我地方獎檢制度に於ては勤儉勸獎の行政ありと雖も未だ貯蓄機關の公營を視るに至らざるなり。然して地方團體に於ける勤儉勸獎制度の中最異例に屬するものは是を福岡縣嘉穂郡穗波村の貯蓄組合獎勵條例と爲す。該條例に依れば組合の成績佳良なるものに對し組合員一名に付三十錢の割合を以て村團體より獎勵金を組合に下付するに在り。都市に於ては未だ之に類するの制あるを聞かず。次に吾人か將來我地方團體に於ける貯蓄機關自營制度の發芽として敍せざるを得ざるもの二あり。一は靜岡縣濱名郡積志村に於ける積志銀行なるものは是なり。是れ明治八年の頃



同村に於て教育費舊債七百有餘圓を償還せんか爲め積志講社を設け共同貯蓄を爲したるより起れり。其後自治制實施の時講社の資金一萬圓を以て株式組織となし尋て明治三十二年資本金を十二萬圓とし積志銀行と改稱せり。而して其銀行の定款に於ては明らかに純益百分の八は必ず之を擧げて同村教育基金に寄與すへきことを定めたり。銀行は又同村に於ける一切の公金を保管する外村民に對して其協同貯蓄の資を管理し多數村民の納税は同銀行に於て小切手の方法に依り之を代納す。是を以て同銀行は事實に於て團體自營の機關たるか如き觀あり。此の如き公益主義の理想に成れる銀行制度は泰西都市に於ては國家の法制之を定むるもの少からずと雖も我邦に於ては實に唯一の事例たり。二は或長官に於て近時唱道せられたる縣立貯蓄銀行法案なり。該案の主とする所は市邑其他公共團體を以て株主と爲せる縣公營の銀行を起さんとするに在り。換言すれば地方團體基金の増殖を圖ると共に確實の擔保を與へて一般國民の貯蓄を獎勵するに在り。公共團體の基金及公金を保管すると共に併せて低利を以て公共團體に貸付を爲し以て高利の舊債を整理せし

め又一般の福利行政に資せんことを期するに在り。是れ同長官か屢中央政府に向つて建議せる意見の要領なり。今之を泰西都市の獎儉制度に視る節用強制の主義は一變して勤儉勸獎の主義と爲り勤儉勸獎の主義は更に變して都市公營主義の銀行制度を發生せり之を一般の通勢と爲す。而して公營主義の銀行制度は更に其作用を發展して都市の福利事業に向て特に融資の方法を啓くに至れり。是に於てか都市公營の銀行制度は著しく進化して最純然たる福利増進の主義を發揮せり。都市獎儉制度進化の原則は亦實に此の如くならざるへからず。

念ふに都市の風化政策は都市生活に於ける特種の關係よりして殊に其興新を促さんとするの情勢あり。社會研究の學者憂へて言へり「都市生活に於て利害得喪を異にせる多數の民衆は黃白を逐ふて終日栖々東西に奔走し此間に於て各種の誘惑は絶えず人心を蕩して自から邪僻の道に入らしむ。多數の教育は機械的形式的の學を追隨して爲めに幾多の子弟は其天稟の美質を亡失せんとす。社會に於ける各種の俗說謬見は更なり之に加ふるに淫猥野卑なる多くの印刷物は常に市民の思想を擾亂し



つゝあり。隨て亦捷給便俵の風は却て都人士の間に迎合せられ之に反して雄偉重厚なる品性は竟に全く銷亡し已まんとす」と。今夫れ都市に於ける有害なる冊子の一事に就て之を見んか下層社會青年子弟の讀者を顧客と爲す所の坊間の書肆は多くは彼等の劣情に迎合するの書冊を傳播しつゝあり。獨國の教育家嘗て之を調査して惡小説を取扱ふ貸本屋四萬五千其讀者は約二千萬人を算すといへり。殊に大都會に於て德風を破壊するの傾向最多きは不良少年増加の現象より之を察することを得へし。農村の小天地に於て質素なる生活を營みつゝある者か俄に之に背きて大都會に出るときは其耳目を眩惑し其心氣を麻痺せしむる各種の誘惑に對して之に抵抗すること能はざるに至るへし。多くの少年犯罪者か都會に輩出するは之か爲めなり。獨人は都市工業の進歩に伴ふて夙に茲に憂ふる所あり。其刑事統計に於て常に少年犯罪の消息を觀測しつゝあり。其調査する所に依るに十二歳乃至十八歳の少年にして法廷を煩はしたるもの一年間に無慮五萬人に上り再犯以上のものは實に九千人を數ふるに至れり。普國並に他の聯邦國に於て『保護教育制度』を制定したるは全

く是等の不良少年に對して強制教育を施さんとするにありたり。都會生活の慮るべきもの此の如し。此くしてコロンピヤ大學の教授ウエーバは其苦心して蒐集せる統計に依て一たび『都市發達論』を著はすや都市生活の表裏を描き最詳しく其弱點を論證せり。殊に泰西の社會學家中稍矯激の論者は都市生活を目して直に病的情態なりと叫び世道人心の事を以て自から任する者にして最悲觀的思想を有する輩は屢々教育危言を唱へ甚しきに至りては數世紀の後には都市の士民は竟に悉く墮落滅死せんことを大喝するに至れり。是れ都市風化制度の問題依て起る所以なり。都市生活の弊や以上述ふる所の如し。都市矯風制度の必要是に於て生ぜり。矯風制度に消極積極の別あり所謂消極の矯風制度は多く市民の衣食住に向て其程度を制限せんとするに在り。然れとも歐西都市に於て消極的なる矯風制度の行はれたるは遠く昔日の事に屬し今や轉して積極的慰藉の裡に於て自から品性の薰化を計らんとするの公共娛樂事業なるもの興れり。所謂公共の娛樂事業は行政の力に依て藝術を活用し多數の國民をして之に近接せしむるに在り。此くして美術を利用して廣く國



民訓化の用に供する場合に於ては泰西の研究家之を名けて「國民的美術」と稱せり。之か主唱者は「美術は美はしき精神の表現なり故に美術の目的は單に智の養成のみならず又心の養成のみにもあらず寧ろ全人の教化ならざるへからず」と説けり。而して此の如き國民的美術の沿革を尋ねるに露獨二國に於ける都市公營の劇場制度及庶民社會の爲めにする特別觀劇制度は則ち之か率先の業にして近くは英米二國の都市に起れる公營の奏樂事業の如き亦皆然らざるはなし。現今米國の公法家は是等の娛樂事業と遊園、浴場、體操場等の類を總括し名けて「閒時の善用制度」と稱するものあり。蓋し市民の閒時は能く之を善導せされは恐るべき風絶弛壞の問題を生すへし。故に自治行政か之に關與するは固より其所なりと謂ふに在り。殊に近年に至り労働者の階級に向て有益なる娛樂を與ふることは多くの識者か最希望して已まざる所なり。索遜 ドレスデン 市に於て夜間俱樂部を創立せるか如き全く之か爲めなり。念ふに獨國の學者ベ ロメルト か唱へたるか如く労働者をして高尚なる慰藉に慣れしむるは彼等をして劣悪なる慰藉より脱せしむるの道なり。又労働者に良好なる

慰藉を與ふるは更に労働の元氣を快復せんか爲めなり。閒時善用制度の本意は則ち之に外ならず。若し夫れ更に進んで社會一般の事物に對する市民の思想を開發し其業務の前途に資せん爲め歐西到る處の都市は普通の教育制度以外に陳列場、博物館、圖書館、講演會等の施設に其力を傾注する所あるは言ふを須たず。竟に二三の都市に於て職工を引率して實地に臨み之に社會の事物を説明するの事業を見るに至れり。博物館員自ら之を行ふときは之を「博物館指導事業」と謂へり。是等を綜括して「庶民訓育制度」と爲す。其中に就て資料の方面に於て國民の啓發を計るもの獨國の學者之を綜稱して「<sup>(1)</sup>經濟的訓育制度」と謂ふ。是れ皆我の當さに講究すべき所のものに屬す。

尙都市に於ては其社會狀態の特種なる關係より他の地方團體に比して更に一層市民の公共心を涵養せんか爲め此目的に副ふべき訓育事業を急とするものあり。之を近世都市の風化問題に於ける特徴とすへし。夫れ都市は其政治及社交の關係に於ては最高度に於ける結合親睦を必要とすへし。然るに市民生活の裡に於ける軋轢の實狀は之を農村生活に比

(1) "Wirtschaftliche Kulturwesen."



するに却て一層激甚なるものあり。都市に於ける此特種の社會關係に就ては學者夙に茲に考慮する所あり。是を以て都市の行政問題を解決するに當りて先づ留意すべきは國民生活の變態なりとせり。就中米國の市政學家ウイロックスは市民生活に於ける此競争反擊の關係を指摘し名けて『都市の社會分解作用』と稱するに至れり。念ふに市民生活に於ける此分解作用は都市行政を解決する前提として都市自から先づ解決せざるへからざるの難關たり。則ち市民の裡に先づ公共の道義協同の精神を養ふべき訓練方法の必要是に於てか生ず。泰西都市が各般の施設に依て市民の裡に一の團體的精神を養はんことに勉むるもの亦一には此目的より出てたるなり。夫れ行政の機能は固より直接に個人の品性に關與することを得ず。然れとも市民の風氣を開發するに必要なる施設は固より自治行政の任務と爲すを得へし。獨國ミュンヘン大學の教授ウアツセルラ<sup>(1)</sup>は此任務を名けて『市民の育成問題』と謂へり。

## (ロ) 救濟行政

歐西の市邑に於て最多くの費額を要するものにして我邦に於ては反

其一救貧  
行政

て費額の最少なるもの之を救濟事業と爲す。則ち救貧事業に關して我國費及地方費の之か爲めに費す所は全國を通計するに尙僅に三四十萬圓に過ぎず。殊に我邦に於て直接救助の費額が甚だ寡少なるは是れ寧ろ欣ぶべき一現象たらすんはあらず。要するに泰西都市の一大難關たる救貧問題なるもの我邦に於ては尙未だ同一の程度を以て其發生を見るに至らず。然れとも事の未然に於て將來の學究を盡すは只此時を以て最適當なりと信す。

夫れ泰西の救貧制度は其由て來る所舊し。中世に於ては寺院の宗教的施與制度に胚胎して始めて所謂慈惠主義の救貧事業あり。慈惠主義の救貧行政や動もすれは濫救の弊あり。是れ各國の最愛ふる所なり。就中佛國の救貧事業や其根本の理想は宗教的慈惠主義に胚胎せるを以て最著るし。從て同國に於ては夙に濫給の弊を生せんことを恐れて任意救助の主義を守り今に至るまで全く義務救助の制度を排斥せり。而かも救貧行政は一時中央政府に於て専ら之を管掌し地方制度の newly 制定せらるゝも是を地方議會の權限に集注せしめずして尙之か爲めに地方特別の團體

(1) "Volkswesen."



を造くり其管理する所と爲せり。是れ佛國救貧行政の特徴たり。英國の救貧行政も亦其源を中古寺區の宗教的施與に發す。然れとも同國は歐西諸國に率先して夙に救貧事業の事に着眼し之を宗教的の經營より移して行政的の經營と爲せり。而かも救貧法を制定して義務救助の制度を創立し併せて強制勞役の制度を施行せり。而して是等法制の理想は個人を救濟せんとする賑恤の理想に出つると共に尙地方の治安を保護せんとする便益主義の理想に發す。吾人は亦是を「實益主義の救貧制度」と稱す。獨國都市に於ける救貧制度の沿革に徴するに實に自由都市全盛の時代に於て已に其自治の經營として濟貧の事業を行へるを視る。爾來同國の地方救貧行政は之か爲めに別に特種の團體を設けずして一に市邑自治の經營に委任せり。而して獨國統一の業成らんとし其後更に一般を通して義務救助主義の制度を確立するに至れり。蓋し此の如きは最純然たる地方委任主義の救貧行政とすへし。念ふに地方委任の一事を以て終始貫徹せる點に於て獨國の制は英佛二國の制に異なり。而かも近世に至りエルベルフエルト市か一たひ貧民査察の制度を創設し爲めに救貧費緊肅の好

果を奏せし以來所謂「エルベルフエルト式の救貧制度」なる名稱は一種流行の術語と爲り救濟行政の歴史に於て一の新紀元を啓くに至れり。而して此貧民査察の制度は親しく庶民社會の狀態を調査し之を善導して獨立自營の良民に復歸せしめんとするを以て主眼とす。故にエルベルフエルト市の救貧制度は寧ろ廣く地方の改善を理想と爲すものと謂はざるを得ず。

我救貧事業に於ては所謂恤救規則に依るべき窮民は政府自から其救助費を負擔す。之を措きて地方團體の自營に屬すべき救貧行政は固より純然たる地方分任の主義なり。其救助の方法並程度も皆舉げて之を自治議會の評決する所に委任せり。則ち我邦に於ける自治の救貧行政は其管理の爲め佛國の如くに新に特別團體を設くることなし。亦我自治の救貧行政は任意救助の主義を取り義務救助の主義を用ゐざりし一事も亦最注目すべき點なり。是れ却て佛國と其軌を一にする所にして英獨二國と全く其趣を異にせる所なりとす。

歐洲諸國に在りては今尙疇昔の宗教的施與制度の痕跡を存す。然るに

(1) "Elberfeld system."



我現行の制度は更に之に類する印影を認むるものあることなし。願ふに宗教的理想を含める慈惠主義の救貧事業や我法制史に於ては佛教の傳來と共に奈良朝の時代に於て一たひ其興隆を見たり。則ち推古天皇の時廐戸皇子が佛教の旨義を奉し施藥療病、悲田、敬田の四院を設け病者を救療し窮民を收容し併せて訓化教育の制を建てたるか如きは宗教的理想に出でたる救貧事業の嚆矢とすへし。光明皇后の建立に係れる施藥院、悲田院の如き亦佛教の教義に胚胎せり。平安朝に至りては奈良朝の後を承け佛教の思想に加ふるに漢文學の思想を以てし文物治教更に煥然として興れるあり。従て救濟の事業も亦自から湧起せざるを得ず。當時淳和天皇の后正子内親王は貞婉にして慈仁の心あり。東西二京の棄子孤兒を収め乳母を給して之を養育せしめ封戸五分の二を割きて其費に充て又嵯峨の一宮を捨て、精舎となし其側に『濟治院』を設けて僧尼の病を施療せしめられたり。藤原冬嗣は器局温裕寛厚物に接す。當時觀から施藥院を設けて親族中貧窶なる者を収養せるあり。和氣廣蟲は清麿の姉なり。薙髮して法均尼と稱す。時に藤原仲麿の亂に尋て飢疫交、至り民間に子を生

む者之を育する能はず之を棄つる者多し。法均尼棄兒を收容して八十三兒を得悉く之を收めて養子と爲し其姓には亡夫の名を以てせり。當時の舊記詳かなるものあらず是を以て今日に於ては其規模經營の如何を知らざること能はずと雖も我邦育兒院の濫觴は正さしく法均尼の手に成れりと謂ふも不可なかるへし。尼は當代の朝廷に仕へて忠勤比なく時人深く之を重んぜり。當時在野の人にも亦篤志見るへきあり。光仁帝の朝三宅笠雄鷹は越後國蒲原郡の人なるか稻十萬束を蓄へ積んで能く施し又寒なる者に衣を與へ飢ゆる者には食を與ふること多年一日の如し。朝廷其績を嘉みし之に従入位を授けたり。當時牧民の局に當れる者には更に稱すへきもの多かりしは固より然りとす。和氣清麿は治民の事を以て名あり嘗て田百町歩を備前に墾きて永く之を賑恤の資となしたるあり。小野岑守は參議に任し太宰大貳を兼ねたり。嘗て西海の行旅者にして病に罹れるものゝ爲めに『續命院』七宇を造りて之を養ひたり。此の如く個々に賑恤事業として其蹟觀るへきものありしと雖も中央又は地方の制度として特に定れるものあるにあらず。徳川時代に至り各藩に於て鰥寡孤獨の者



に對し賑恤の制度を造りたるものありと雖も固より佛教の理想より發せすして多くは儒教の理想により涵養せられ所謂仁政なる名の下に施設せらるゝを見る。是れ即ち道德政治混淆の時代に於ける一種の救濟制度なりとす。殊に當時地方五人組制度の裡に於て隣佑相扶の誼に依り患難相救ふの方法を設くること甚た周到なり。就中棄兒、行旅病者に對しては其發見したる五人組に對し先づ保護の任務を負はしめたるか如きは英國寺區團體をして其貧民を救護するの義務を負はしめたるものと稍相似たり。

以上述ふるか如く我救貧事業は未だ一つも繼承制度の形を具ふるものなかりき。明治七年に至り政府が始めて太政官達を以て恤救規則を發布するに至りて稍統一制度を見るに及へり。然れとも其規定する所は生活最困難なる窮民に限り且年齢七十年以上十五年以下の獨身者、癡疾者、重病者にして自から職業に従事すること能はざる者に對し之に食料を給することを定めたるに止まり。固より之を以て一般的の救貧法と名づくる事を得ず。又之か爲め國庫は二十萬圓内外の金額を費し一萬餘人を

救助するに過ぎず。則ち我現行の恤救規則は中央の救貧制度にして地方の救貧制度に非ず。之に加ふるに此中央救貧制度は獨身、癡疾、重病にして全く他に扶助の道なき絶對的の窮乏者に限り之を救助するに在り。故に之を制限救助の主義と謂ふへし。歐洲諸國に行はるゝか如き概括救助の主義に至りては我邦に於て始めより之を承認せざる所なり。而して地方に於ては先づ是等の極貧者にして他に扶助の途なき者に對し之を保護するも本來任意の救助に止り固より義務救助の主義を取ることなし。且其費用は府縣市町村を通して總へての地方團體を併すも尙ほ受救者約一萬人其救護費は約十五萬圓内外に過ぎざるなり。今都市公營の救貧事業を見るに東京市の養育院其他一二を除くときは他に都市經營として殆んど見るべきものなし。

壯健者にして貧困なる者に對しては之に勞務を課して救助を施すの制一にして足らず。歐洲に於ては英國の強制勞役場を始め大陸諸國の任意勞役場に於て各地之を見ることを得へし。然れとも我邦に於ては未だ公營の制度として此種の事業を見ること甚た稀なり。其間に於て幕府時



代の學者にして勞役制度の事を唱道したるを以て著名なるは蓋し佐藤信淵に如くものなかるへし。信淵は夙に『皇統秘録』を著はし『廣濟館』『慈育院』『療病院』の名に依て今の所謂『貧民院』『育兒院』『施療院』の組織を唱へたるを以て其名を知らる。彼は更に『遊兒廠』を設けて貧兒遊戯の場所に充てんことを建議せり。則ち今の所謂幼兒保育制度に外ならず。尙彼は天保年間、其退居地なりし武州足立郡吉田村の一部鹿手袋と謂へる地に『種樹園』なるものを設くるの計畫を立て尋て之を關東全部に普及せんことを期し其意見を幕府に建築せり。其書名つけて『種樹園法』といふ。所謂種樹園は貧人を用ゐて荒蕪地を開拓するに在り。其面積は百五十町歩と爲し二人の支配人四十人の農民を以て事業を創めしむ。其内能く勵み衆の範たる人物は之を表彰することゝなせり。殊に園の中央に兩神宮の社地を置き祭時には農民を茲に集めて酒食を饗するか如き用意甚々周到なるを見るへし。殊に此園に使役すへき農民の住居としては家屋の後方に各三、四百餘坪の空地を與へ餘力を以て野菜を植栽せしむ。是れ米國二三の都市に於て甘藷栽培の爲め貧民に耕地を分貸するものと相似たり。信淵は其

種樹園奧秘の書に於て『此園は貧人の饑寒を救ふことを以て第一となす』と明言せるより見るも此事業か救濟の理想より出づることを知るへし。則ち泰西に所謂失業者の農業殖民制度に外ならず。信淵は後『私富小記』の一書を著はし種樹園の事業を以て之を宇和島藩主伊達宗城に勸むる所ありき。轉して幕府の勞役制度を見るに其創立者は之を松平定信に推さるを得ず。定信の閑老となるや都下小盜の多きを憂へ之を佃島、石川島、の間に築立てたる新開地に移し各種の雜役に從事せしむ之を『人足寄場』と稱せり。二十人を一組となし下吏を添へ細工、鍛冶、塗物等其長する所に從て業に就かしめ無藝の者には草鞋を作り繩を縛はしむ。其收益金を積ましめ出て、正業に就くもの、資金として之を分配す。後手藝に長けたる者二人を擇ひ之を白河の領地に送りて農民授産の教師と爲せり。此くの如く人足寄場は勞役を重んずると共に更に精神訓育の必要なるを悟り心學道話の大家中澤道二を京都より招き島に往きて講釋せしむ。道二の著はせる心學教諭録は其講釋を集めしものなり。終りに諸藩の中に於て力を勞役制度に用ゐたるは加賀藩五代の賢君前田綱紀侯に於て之を



見る。侯在職七十餘年藩の民政に貢献したる治績甚た多し。寛文九年領内凶荒に遭ひしとき『非人小屋』なるものを造くり藩民の貧窮にして其生活に困難せる者は之を收容し各適當の業務を授けたり。是れ亦一種の勞役制度に外ならず。元祿十二年には一時五千人の多數を收容し之に依て藩中一人の乞丐者なきを致せり。殊に收容者の授産方法に就ては深く注意する所あり夫の刀鍛冶清光の如き又守種の如きは現に非人小屋の内にて工作せり。中にも清光の如きは其技非凡なりしを以て世人之を賞美し清光十數代あるを以て特に『非人清光』の名に依り藩中に一大聲價を博せり。若し收容者にして特別の技能なき者には之に原料を交付して繩草履等の類を造くりて之を賣らしめ其純益を貯蓄して獨立の生計を營ましめんことを期せり。非人小屋創立の初には是等工作の資本に充つるか爲め藩庫の金十貫目を貸付たりしか事業の收益甚た多く數年にして之を返納し別に獨立の資本を備ふるに至れり。此の如きは純然たる自營主義の授産制度と謂ふべし。元と此非人小屋の目的は一時の急を救ふを主眼とせり。是故に各自自營の方法を立てしめ之か出場の法を謀ること亦頗

る周到なり。親類にして頼るべき者を發見するときは之に交付し僕婢を要する向あれば之を紹介して其求めに應せしむ。出場方法中に於て最趣味あるは『移住歸農』の一事にして男女を配合して一村を新設し農具資本を給與して原野を開墾せしめたり。長坂新村及潟端新村等の如き是なり。中には今や拾萬圓以上の貯蓄を有する富村を見るに至れり。此の如きは近世に所謂『失業者の農業殖民事業』に外ならず。徳川時代に於て既に貧人を救済するに勤勞と訓育とを以て眼目と爲せるは固より一の卓見とすべし。要するに現今貧民状態の窮迫泰西都市の如く未だ甚たしからず。従て我邦の自治行政に於ては俄かに任意救助の主義を改め爲めに救助の濫施惰民の助長を來すか如きは却て國民の活氣を消磨する所以にして深く之を考慮せざるべからず。佛國の救済制度か固く此主義を守れると蓋し一般なるべし。英國一流の治安保護を目的とする義務救助の制度並之に伴ふて發達せる強制勞役の制度の如きは我邦今日の状態に見て未だ全般に向つて之を採用するの必要なさに似たり。而かも細民の指導を基としたる獨國『エルベルフェルド』式の査察制度に至ては其大體の精神



採りて以て自治行政に參酌すべきの好資料たるを失はず。

都市救濟行政中最必要なるは細民に對する授産訓育に在り。之を古代に遡るに昔し齊明天皇の時朝廷に於ては小墾田宮、岡本宮又は兩槻宮の造營あり又香山の西より石上山まで渠を穿ち船二百隻を以て石を運ひ工夫十萬餘人を使役せり。當時之を諱りて「狂心渠」と稱せしも亦之を以て浮浪の民に職を與ふるの旨趣なりしを知るへし。醫藥の施與は古より其制あり文武天皇の大寶二年に上野國に於て疫病流行せし時直ちに醫を派して之を救はれたり。聖武天皇の時天平二年皇后宮職の事業として施藥院を設けられ又地方に藥草を分與せられたり。當時地方より其下付を上願して時の太政官之を奏問し東大寺所藏の桂心一百斤を下賜せられたる沙汰書にして孝謙天皇の御宸筆なるもの今尙ほ重要な古文書として奈良正倉院に藏するものあり。是等の例は歷朝屢見する所なりき。其後我中古時代に於て行はれたる所謂德政に依て動もすれば専ら仁恤の旨を以て屢寛大の施與を爲し爲めに自營心を害したるもの亦之なきに非らず。楠正成の河内を治むるや偶極貧の者あり里正之か救濟を乞ひしに正

成訴を聞きて病身か老夫か父母妻子あるかと問ふ壯年の獨夫なりと答へしに正成怒て斯る輩を惠まは天誅我身に降らん早く之を罰せよと下知したりといふ。此の如きは勤勞自營の道を示すに最嚴なるものとすへし。徳川時代に及ぶや各藩に於ても少しく民政に留意せるものに在りては多く賑恤を旨とせずして寧ろ授産を先とせり。

細民に對し職業を與へ之をして勤勞の道に就かしめ以て自營の方法を得せしむることは我邦の村邑に於て二三見る所なり。例へば細民の爲めにする公營開墾事業の如き是なり。村邑の公營開墾事業中顯著なるもの静岡縣駿東郡沼津町外十箇村の組合事業に係る五百町歩の經營に於て之を見るへし。開墾地に於ては四千五百餘の借地人を有せり。山形縣東置賜郡中川村に於ては鐵道横過の爲め細民の其業を失ひたる者を救濟せんか爲め三百町歩を開墾し爲めに費す所三萬餘圓に及へり。是等の經營は共に土地を細民に分貸し以て荒蕪を拓かんとするものにして收益事業よりも寧ろ救濟事業の性質に近し。秋田縣山本郡八森村及岩館村に於ける耕作獎勵事業の如き亦之に類せるものあり。則ち五年間に亘れる



津輕沿岸不漁の爲め漁民の窮困甚しきを致すや有志の義捐金二千圓を得たり。然れとも二村は之を以て直接救助に支出するを避け更に之を活用して團體に耕作獎勵基金を設け漁民の開墾事業を勧め之に必要な経費を給せり。而して其開墾地は村有荒地百町餘歩を以て之に充て二十箇年を期して窮民に分貸し其收穫の一部を徴して基金に編入し十箇年の後に至りて其蓄積金を小作人に分配するの制を設けたり。此の如きは亦救済行政に胚胎する一種の土地分貸制度にして尙ほ之に併すに公營保險の事業を以てするもの亦嶄新の經營と謂ふべし。廣島縣御調郡重井村に於て三十九町歩の畑地を有し特に之を貧窮者に貸與し其小作料を普通の三分の一と爲し一定の期間即ち八箇年の終りに獨立の生計を爲し得るに至れば之を回收して更に他の貧民に貸與す。是れ亦救済の理想より出づる一種の生産事業に外ならず。嘗て福島縣岩瀬郡西袋村に於て更に土地分貸の事業を創めて貧民授産の用に供したるあり。村は固と山間の一農村にして貧家甚だ多く若し現在の儘にして進まは一年産する所は一年要する所を支ふるに足らず。當局の人之を憂ふること久し。竟

に一村回復の計畫を立て先づ寄附金二千圓を得之を以て山林原野を買入れ之を百五十戸の貧家に分貸し各家一町歩の割合を以て十箇年を期し桑園の開拓に従はしむ。其間別に使用料を徴せず又開拓を終れば相當價格を以て使用者に賣却し其代金は之を村の基本財産となすといふ。此の如きは生業の扶助を目的とする一種の防貧事業にして併せて収益事業の性質を兼ねるものと謂ふべし。要するに是等は歐西市邑の耕地分貸事業と略々相庶幾きものあり。

歐米諸國に行はるゝ都市公營の農業殖民の如き我邦に於ては尙未た之を見ず。東京市の養育院に於ては一部勞役に就かしむるの方法を行ひつゝありと雖も此の營造物の性質は本來救貧院にして其勞役は救貧事業の手段に屬し直ちに之を以て防貧事業と稱することを得ず。職業紹介制度、質業公營制度の如き固より未だ都市團體の經營に成れるものあるを視す。我村邑の自治團體に於て職業紹介の業を經營せるもの僅に一二に過ぎず。山梨縣中巨摩郡豊村の如き則ち其一なり。同村に於ては戦時に當り失業者に職を與ふるか爲め一定の人夫傭人を要するものは其希望



敷を村役場に通告し役場に於て必要なる人員を供給するを義務とせり。山形縣西田川郡鶴岡町に於ても亦貧民に職業を紹介せんか爲め救済委員を設けたり。委員は豫め労働者の需要ある傭主を調査し之に適當なる細民を分配するを務となす。且委員に依り傭人を紹介せられたる傭主は其與ふる所の賃銀の内より一日一錢の割を以て之を委員に納め委員は之を郵便貯金に付し傭人の疾病其他不幸あるときの救済資金に供せり。東京大阪の二市に於ては私の救済事業として職業紹介に勉むるものありと雖も未だ公營の制を見るに及はず。今や政府は職業紹介の事業を奨勵せんか爲め少額ながらも豫算を設けたるを以て我東京市は淺草大火の後を承け政府の助成と相須つて一部紹介の事業を開始せんことを企てつゝあり。

防貧制度中其最急なるものは庶民社會に對する不虞防備の制度にして即ち災厄に備ふるか爲め平素に於て豫め餘資を蓄積するの事業是なり是を古史に觀るに我從來の不虞防備制度中最顯著なるもの義倉の制に如くはなし。義倉の制は垂仁天皇の時屯倉を來目に置き以て水旱に

備へたるに始まり文武天皇の時代大實令を定められたるに依て更に之を明確にせり。大實令に定むる所に依れば義倉は田租の外戸粟を收め以て窮民を濟ふに備へんか爲めなり。所謂富を分ちて貧を賑はす其情義に合ふ故に之を「義倉」と名づく。其後仁明天皇の承和元年太政官に於て義倉の物を悲田院に移し鴨河の鬮體を聚葬せしめたることあり。尋て貞觀七年鰥寡孤獨にして自存すること能はざる者には其急を救ふか爲め義倉を開き國司相量りて之を給せられたるあり。此くして凶荒豫備の義倉は一變して普通の貧民救助に用ひられたるを見るへし。義倉の事たる戰國の時代に於ては其制一時衰へたりと雖も徳川氏に至りて各藩區々に備荒の制度を視るに至れり。殊に幕府の末葉に至りて中井竹山か朱子の論に倣ひ夙に「社會私議」を著はしたるは最著しき所なり。宋の孝宗の時乾道年間に朱子は其郷里なる建寧府の開耀郷に社倉を造り低價にて米穀を賣りたり。其後百姓をして分に應じて米穀を貯へしめ十餘年に至り元米三千石に上れり。竹山は筆を極めて朱子の經營せる此の事業を稱揚し之に倣ふて義倉の設立を鼓吹せり。其説に曰く「我朝には未だ常平倉の設な



しと雖も若し此際社倉の經營を創め領民の中高百石に付現米二石つゝの割を以て高持總百姓分より元米を出さしめ郷中の空蔵を見立て、是に納めしむるに於ては五万石の領地にて現米千石を得べく尙年々貢米の内より同高の現米を社倉に納むるに於ては上下の元米合せて二千石を得へし。此くの如くして五年に至れば儲石積んで一萬石に達すべく乃ち毎歲之を利殖して利米を社倉に残し置くに於ては五箇年の後元積高に應じて夫々之を割戻すも尙利足米のみを以て優に社倉元米を得べく上下損失する所なくして救濟の資を得へし』と。竹山の唱道其効空しからず寛政八年備後の福山に於て一の義倉を見るに至れり。福山の備荒事業は同藩の用達石井武右衛門か其遺産を以て女婿河相周兵衛に託したるより起り文化二年藩主阿部正精の歸國を期として其完備を見るに至れり。夫の中井竹山と深交ありし菅茶山か之に義倉と命名したるは亦特色ある歴史といふへし。現今福山の義倉は公益法人として承認せられ其資金合計十數萬圓の多きに達し其一部を以て凶荒救助の外更に産業の奨勵、公開の講話、學資の貸與、教育の補助を爲すに至れり。凶年に備ふる義倉

事業か一たび變じて平素に用ゆる訓育事業となりしは亦稀に聞く所なり。尋て文政十二年北羽秋田に起りたる感恩講の貯蓄米も秋田藩の用達那波三郎右衛門の篤志に依りて凶荒に備ふるか爲め創立せられたるなり。當時少額の資金を以て經營せられたるも今や積んで其資金二十萬餘圓の多きに及び其の一部を以て目下兒童保育院を創設せり。此くして凶荒豫備の義倉は再變して貧兒教育の事業に活用せられつゝあり。津輕藩の如きも古より屢、飢饉の厄に遭遇せり隨て亦義倉の制度も夙に備はりたるを見る。十一代將軍家齊の時津輕藩主に信明侯といへるあり夙に松平定信侯の人となりを慕ひ之に親炙して治民の法を問ふ。定信も亦其人と爲りを嘉みし之を推舉して老中の職を授けんとせしに信明之を固辭して曰く『已か領地の生民凍餒の苦に遭遇し之を救ふに汲々たるも未だ舊に復すること能はず安んを能く天下の大事に任し四海の民を御するの任に堪へんや』と。其地方の民政に誠實なる亦以て其一斑を知るに足らん。當時津輕領内に於ける飢饉は慘烈殊に甚しきを極はめ領内男女の死するもの無慮八萬人の多きに達し荒田亦實に一萬三千町歩に及へり。』



れは草根木皮より犬猫牛馬に至るまで苟くも其口にし得へきものは手ふて之を食し犬一匹を以てして其價十五匁に上れり。信明是に於て先づ魚屑の急を救ひて米錢を貧民に給與し其後少しく年豊かなるに及んで豫防の策として二個の施設を案出せり。一は即ち村里に命じて義倉を設けしむること是なり。二は士卒を村里に移して公務の傍ら農事に従はしむること是なり。義倉の法は寛政二年の秋より始め十石に付三斗米の割を以て貯蓄を命じ藩主の手許を節して之に足し穀を爲し其死に至るまで義倉の成立に竭くし之を忘るゝことなかりき。其歿せんとするや特に遺命して小納戸より足し穀の代金として三千七百兩を下し粃を買入れ義倉に貯ふることを命じたり。又城中に數棟の倉を建て粃を貯ふべきことを遺命せりといふ。

此間に於て我都市救濟事業の中に一種の義倉として最出色ありしは『江戸町會所』の制是なり。町會所は寛政の頃前に述べたる津輕信明か夙に敬慕せし松平定信の創立に係り天明の凶荒以來物價甚しく騰貴せしより痛く町費を節減し之を以て備荒儲蓄となし救貧費に充てんとしたる

に起れり。當時節減額三萬七千兩の内より二分を地主に與へ一分を町費の豫備金とし残り七分を積立てたるより世には之を七分金と稱せり。寛政三年始めて所謂町法改正町費節約の令出て當時幕府よりも一萬兩を下賜せり。其積金の管理並運用の爲めに『町會所』なるものを向柳原に設け勘定奉行をして之を司らしむ。此積金に依て『粃倉』を要所に置き以て凶年に備へたり。其他鰥寡孤獨の者には定式の救助を爲し火災水難を受けたる者には臨時の救助を爲し更に進んで家屋を賃入せる貧困者に貸付を爲すこととせり。町會所は明治五年に至りて廢止せられ其積立金の殘額百七十萬兩及地所玄米高は市の共有財産として之を管理することとなり。此共有金に依り今の養育院新に設けられ瓦斯公燈始めて造られ今の高等商業學校の基礎たる商法講習所新に設立せられ墓地道路橋梁も亦修繕せられたり。之を英國の飢饉史に見るに千四百三十八年の凶作に倫敦の市長ステッペンブロンが自費を以てダンチヒより穀物を取寄せ市民を救ひたることあり。其後久しからずしてシモン、エレーと謂へる市長か新にレーデンホールに一の穀倉を造りたるは我江戸時代の粃倉と



皆同一の事例たり。只我に於て備荒基金が一變して廣く都市事業の發展を促かしたるの一事は他に類例を見ざる所なり。又徳川時代に於て農村自治の力に依て不虞防備の事業を行はんとしたるもの、中少しく特異なるあり之を豊後國國東郡富永村に於て三浦梅圃の唱へたる「慈悲無盡講」の制と爲す。梅圃は天文學者にして又教育家なり。嘗て村内の子弟を聚めて學藝を授く。自から奉すること節儉にして而かも家に餘裕あれば必ず之を貧民に頒つを常とす。されと一村の困窮者を濟ふは固より獨力の能くすへからざるを知り竟に有志と議して共同救済の方法を立てり。所謂「慈悲無盡講」是なり。梅圃は之に依て村民に共同の貯金を勸め以て窮民救助の資と爲し兼て貸付を行はんと期せり。其趣意書に言へり「衆力功を爲す時は塵積りて丘となる一村志を運ひ力を合せ少しつゝの餘資を集め貧者萬一の苦を濟ふときは身には假りそめの事にしても彼には廣大の慈悲なるへし」と。此の如きは相互主義の救済事業にして又防備主義の貯蓄事業と謂はざるへからず。即ち佛獨諸國の共済組合と全く其精神を同ふせり。此講は爾來引續て明治の初年まで能く行はれたりしも廢藩置

縣の後同村は隣村と合し町村制施行の當時西武藏村に合併せられたり。當時有志の者相議し積立金を以て田二反歩を購入し大字富永の共有財産と爲せり。現今の制度に依れば我地方團體は凶荒救済其他不虞防備の爲め基金を造くることを得と雖も貯蓄銀行設立の權限を有せず。隨て亦自から庶民保險の事業又は養老年金の事業を經營するに至らざるなり。不虞防備の制度に次て防貧行政中最重要なるは醫療保護の制度なりとす。古代に遡るに用明天皇の朝に於て厩戸の皇子か四天王寺に療病院を創立し聖武天皇の代に光明皇后の旨に依り皇后職の内に施藥院の事を司らしめ給ひしか如き又以て我皇室仁慈の德其由りて來る所遠くして且厚さを知るに足るへし。降りて徳川時代に至り八代將軍吉宗か心を庶民の醫療に用ひたるは稍特筆するの價值あり。吉宗嘗て侍醫に命じて普救類方を刊行し僻遠の地醫藥に乏しき者に便ならしめ又江戸の町醫小川笙船の言を容れ養生所を小石川に設けて貧民を救療せり。此の如きは純然たる官營の施療事業と謂ふことを得へし。現今府縣立病院にして附設するに施療事業を以てするものなきにあらずと雖も獨立の事業



として之を經營するものあるを見ず。都市の救療事業は東京市か三井一家の寄附に係れる十萬圓を以て近く施療病院を開設したる外其他都市の經營として觀るべきものあるなし。若し夫れ藥品検査の制度尙端緒を見るに過ぎざるの今日獨國に行はるゝ藥局公營の制度を活用し低廉の良藥を以て之を市民の間に普及せんとするか如きは未だ都市の理想に上るの域に達せず。然るに救療事業に就て殊に發展の一好機を啓きたるは近く紀元の佳節に發せられたる勅語と之に伴ふて施療救療の爲め内帑の資百五十萬圓を下賜せられたる事是なり。畏くも此勅語には近時經濟の狀況漸く革まり人心動もすれば其歸向を謬らんとす政を爲す者宜しく深く此に鑑み倍憂勤して業を勸め教を救くし以て健全の發達を遂けしむべきことを示し給へり。則ち前に述べたる授産訓育の救濟事業が將來尙一層の注意を惹くに至れるは勿論なり。而して先づ無告の窮民に對し施療救療に依りて之か濟生の道を弘めんことを宣はせ給ひしは斯業普及の爲めには實に無二の一大記念たるべきこと固より言を須たさるなり。

(ハ) 保健行政

都市の保健行政を述ふるに先ち其保健状態を傷ふの虞ある人口密集の關係に就き茲に聊か一言せざるを得ず。今之を十年以前に見るに我邦人口は四千四百萬人を算し當時都市の數四十二個之に町を加ふる時は其人口は千五十三萬人を有せり。然るに現今調査する所に依れば都市の數は更に二十個を加へ市と町とを合併すれば其人口は千六百二十萬人に達せり。而して都鄙を通して全國の人口は五千萬を超へ之を十年以前に比すれば其増加歩合百に付き十六を加へ。其中市と町とを併せたるものゝ人口は亦實に百に付き五十三を増加せり。然るに之に對して市と町とを除きたる農村の人口を觀るに僅かに百に付き四の増加を爲したるに止れり。市街地人口の密集は此の如く統計の上にて明かなり。人口の密集に伴ふて其保健事業の整備か年を逐ふて益必要を告ぐるに至れるは固より自然の趨勢たり。防疫行政は傳染病豫防法に依る所のものを除くときは別に敘するに足るものなし。因て先づ保健事業中の最著大なる給水行政に就て述ふる所あり。次て之と相對照して排水行政に及はんと



す之を終りて市街の清潔方法たる掃除行政、人體の清潔方法たる浴場行政に及はんとす。尙之に加ふるに國民の營養問題として食料の保護及供給の事業を究はめ終りに泰西諸國に於て都市衛生の根本的救済の策として行はるゝ住居改良事業に就きて少しく觀察する所あらん。

給水行政は我水道條例の定むる所に依り固より公共團體の經營する所たり。東京、大阪、横濱、神戸、岡山下、關等を始め約十數市は國庫の補助を得て夙に之を經營し又は既に竣工し甲府、小倉、門司、京都、名古屋等の數市に於ても正さに給水工事を起しつゝあり。郡部の輕便水道は未だ普及の狀況を見るに至らず。然れども中に就て神奈川縣中郡の秦野町、山形縣南村山郡飯塚村、長崎縣西彼杵郡神浦村、徳島縣三好郡池田町等の如き其著るしきものにして多くは傳染病の流行に遭ひて之を未然に防かんとするより起れり。夫れ給水事業は國民保健の一大要素たるの故を以て之を都市の特占制度と爲すへきを論ずる者多し。然れども歐西都市の給水事業は一時は私經營の進歩せるものありしか爲め其進化の順序に於ては先づ私營特許制度より創まり自治の進歩に伴ふて公共自營制度に一變せ

其一 給水  
行政

り而して英米佛獨の都市は今尙公私併立主義を採れるも漸次私營事業を買收して都市の經營に移さんとし又私營事業を許すの際に於て已に強制買收の條件を定むるあり。此間に於て我邦か新に水道條例を定むるに當り公營の施設に依るに非されは私に水道事業を營むことを得ざる旨を規定したるは法を以て豫め公營特占制度を定めたるものと謂はざるへからず。然るに近く私設水道に關する特別法の通過せるあり。之に依れば自治の資力未だ公營水道を見るに至らざる處に在りては一時私營の事業を認可し一定の期間を経れば無償にて之を取得するの權利を自治體に與へんとするにあり。此の如きは私營事業の強制買收制度を制定したるものと謂ふへし。

排水行政は下水道法の定むる所に由れり。則ち下水道と稱するは土地の清潔を保持する爲め汚水、雨水疏通の目的を以て布設する事業をいふ。都市に於て此施設を起さんときは内務大臣の認可を受けざるへからず。下水道の經營は比較的多額の經費を要し而かも收益事業にあらざるか故に我邦に於ては其發達尙ほ未だ著しからず。此間に於て獨り仙

其二 排水  
行政



臺及下關二市が率先之を經營したるもの頗る多とするに足るものあり。仙臺市に於ては爲めに約四十萬圓を費し縣は其工費の一部を補助せり。下關市に於ては約九十萬圓を費し縣は亦其一部を補助せり。其他三十九年度より排水事業を起せるもの神戸市あり。名古屋、廣島の二市も亦新に公債に依りて起工するに至れり。近くは東京市が下水道工事の經營に著手せんとしつゝあるは人の知る所なり。政府に於ても之に應ずるか爲め市區改正條例を改正し從來事業の制限額は毎年五十萬圓より少からず百萬圓より多からざるの定めなりしを百萬圓より少からず二百萬圓より多からざることに変更し其財源を増加せり。

我汚物掃除法の制定あるや市邑の土地所有者又は占有者は命令の定むる所に依り其地域内の汚物を掃除し清潔を保持するの義務あり。而して此義務者を除きては市邑は其區域内の汚物を掃除し清潔を保持せざるべからず。又都市は一般義務者に於て蒐集したる汚物を處分するの義務を有す。然れども是れ尙汚物除去の問題たり。汚物處分の問題に至りては法が直接に規定する所にあらず。汚物處分の事業にして稍觀るべきも

其三掃除  
行政

の大阪市の塵芥利用事業是れなり。市は街路の塵芥を蒐集し之を撰別して多く肥料に更製す。其収入比較的潤澤なり。然れども現今の施設は全市塵芥の三分の一を焼却するに過ぎざるなり。都市の塵芥利用の事業にして私人か之を經營し利益を收むるもの之を水戸市と爲す。則ち都市は汚物掃除の行政を擔任し私人は其結果に基く塵芥利用の事に當れり。最近の調査に依れば其純益實に二千餘圓の多きに上り今や之を都市公營の事業に移すの論を發生するに至れり。神戸市も亦近く工費二萬八千餘圓を投して塵芥焼却場を建設せん事を期しつゝあり。近來我邦に於て汚物掃除法施行以來茲に數閱年之に依て其施行義務を負ふ所の都市は全國六十餘市之を準用せる町村亦百數十に及へり。其汚物處分には大要三種の別あり。汚物を全く焼却するもの直接に肥料に供するもの海中に投棄し低地を埋立つるもの是なり。夫れ泰西都市に就て之を言へば塵芥焼却の經營を行ふに當り高温装置に依て其熱力を利用するは英國都市の長所にして低温装置に依て之を肥料に利用するは米國都市の長所なり。何れも保健行政に兼ねるに收益行政を以てするもの是れ近來に於ける都



市掃除事業の通勢たり。我邦に於ては汚物掃除の事業に附帶して此の如き収益的處分法を採るもの大阪神戸の二市を率先となすへし。

夫れ地方保健行政か都市人口の積聚に促され年を逐ふて發展の運に嚮ふは事理自然の數なり。然れども我邦の都市に於ては惡疫防止に直接必要なる消極的保健行政と雖も尙且未だ完く備はらざるものあるの今日更に之に向て各種の積極的保健行政の整美を望まんことを期するは事固より難し。若し夫れ公共浴場制度、營養保護制度、家屋改良制度に至りては何れも歐西都市に於ける急要の法制問題たらざるはなし。我邦に於ては是等の事項や寧ろ講究の時期に屬し未だ法制問題たるに至らず。然れども今少しく其概勢を敘せん。

我邦に於て天然の温泉か比較的に多きは地勢の然らしむる所是れ歐洲市邑と異なる點なり。兵庫縣の有馬、群馬縣の草津、愛媛縣の道後、大分縣の別府を首として公有の温泉は十數箇所多きに及へり。就中道後町の如きは浴場擴張の爲め町債約七萬圓を起し別府町の如きも亦同一の目的を以て一萬餘圓の起債を爲せり。是れ皆町村公共の營造物として浴場

其四浴場  
行政

を設け一般の保健及娛樂の用に供し兼ねて團體の財源と爲せるものなり。此間に於て人工の浴場は奈良縣宇陀郡神戸村か貧民部落の共同事業として之を設け村費より之を補助せしあり。其入浴料は村基金の爲め之を蓄積するの制あるを視る。是れ殆んど公營浴場の實あるものなり。又大阪府泉南郡島村に部落共同の浴場あれども公費の補助あるを聞かず。然れども同府泉北郡湊村に於ては公有の浴場あり爲めに設立費二千五百圓を支出せり。只其管理は私人に請負はしめ料金を村に納入せしむ。是れ則ち浴場に關する公有主義の事例たり。都市に於ては天然及人工共に公營主義の浴場制度あることなし。夫れ歐洲都市の浴場制度か放任主義より公營主義に進み公營主義の中に於ても初めは國庫補助制度より一轉して無料使用制度を發し再轉して竟に義務經營制度を視るに至りしこと前に之を述へり。而して泰西諸國に於ける是等の浴場制度か之に遊泳運動の施設を隨伴し來たりて保健行政に兼ねるに教育、娛樂の事を以てするに至れる其變遷進歩は亦頗る觀るべきものあり。我邦都市の狀況に於ては當分尙私營の浴場制度に依據して急遽の發展を爲すの必要を見



其五市場  
行政

さるへしと雖も純然たる保健行政より觀察すれば泰西に於ける公營浴場に關する法制上の進化は實に前に敘するか如きの趨向を呈せり。

我邦に於ける公營の市場及屠場は近時の行政問題として顯出せり、然れども市場の公營主義を乘れるは山口縣玖珂、熊毛、豊浦郡の沿岸五十有餘の村邑に於て始めて之を視るへし。只是等の村邑は公營特占の事業として魚市場の制度を設けしと雖も村邑自から之を經營するに非ずして單に其權利を占有するに過ぎず。運用其のものは之を私人に請負はしむるもの甚だ多し。此くの如きは公營主義の市場に非ずして公有主義の市場なりとす。大分縣北海部郡佐賀關町の魚市場は初め問屋の共同經營に成りたる一の株式會社か之を設立せし所なりき。其後情弊甚たしく會社解散の厄に遭ふや町は代て自から之を經營するに至れり。然るに町は使用料を徴して實際の管理は問屋をして之に當らしむるを以て是れ亦公有主義の市場制度に過ぎざるなり。都市に於ては沖繩縣那覇區に於ける小豚市場の外都市の市場は尙單に警察取締の下に私の經營に委せらるゝに過ぎず。今や市場制度の制定年を逐ふて其必要を見んとするに至れり。

其六屠場  
行政

り。

我邦に於て肉食の流行に伴ひ屠場事業は頗る緊切を加ふるに至り最近一箇年間屠殺したる牛馬羊豚を合せて四十万頭を算す。公營に屬する屠場は二百十を算し就中都市自營に係るもの京都、大阪、長崎、高崎、名古屋、松江、吳、松山、門司、小倉、鹿兒島等を始め二十九市あり而して目下設置申請中に係るもの亦多く將來設置の見込あるものも固より少しとせず。夫れ自治團體に屠場設置の特權を與ふるの制度は明治三十九年四月其制定を見るに至れり。之に依るときは將來市邑に於て屠場を經營せる場合は一定の地域内に於て私に屠殺を行ふを禁ずることを得せしめ其既に設けられたる私營の屠場に對しては三箇年の期間を定め其期間經過の後には更に之か許可を受けしめ其際行政廳をして地方團體に命し代りて屠場を經營せしめ得るの規定を設けたり。此の如きは屠場の公營主義を奨むる一種の立法と謂はざるへからず。現に新制度實施の際私營屠場の數約千百ありしも公營屠場の設置したるか爲め廢止したるもの又は之に關係なくして任意に廢止したるもの約四百に及び新制度の下に設置の



許可を得たる私營屠場四十有餘あり尙法定の期間満了の曉には數百の私營屠場は廢滅に歸するの豫定なり。要するに屠場制度は保健の上より見るも財政の上より察するも將來必ず公私併立主義の問題よりして公營特占主義の法制に移るへきは勢の必ずや至るへき所なり。

食品供給行政は我都市に於て未だ其事例を視す。只獨り盛岡市に於て嘗て凶作の際行ひたる公營主義の糧米販賣事業の如きあり。是れ北米ホストン市に於て嘗て行はれたる穀類羅賣事業と其理想を一にす。然れども此の事業は保健行政よりも寧ろ一時の權宜に出でたる救濟事業と謂はざるへからず。

家屋改良制度に至りては泰西諸國か銳意此事に勉むるの意氣尙未だ之を我邦に視ること能はず。近く我帝都の大火に際し其善後策として市か一部に貸長屋を建設せんことを企てつゝありと雖も概して之を言へば我都市團體の如き尙未だ住居問題を解決するの機運に達するに至らず。轉して一般の狀勢を視るに曩に奈良縣山邊郡丹波市町の内御經野と稱する部落は戸數八十を有し多くは貧民にして家屋を有するもの稀な

其七  
食品供給行政

其八  
住居改良行政

るより曩に戰時の記念として部落共同して建築組合を組織し一日壹錢の貯蓄を爲し百圓に滿つるを待つて家屋一棟を建築し各戸悉く家屋の建築を終るを以て組合を解散することゝ爲せり。徳島縣名東郡佐那河内村に於ても亦萱講と稱する一種の組合あり。組合員は輪番を以て毎年三戸の葺換を爲すの規約を設けり。其齋す所の萱は之を公有林に仰くを例とす。若し燒失の厄に遭ふ者あるときは組合員は相互救濟の主義に依り材料と勞力とを供給して其復興を計れり。其他之に類するもの近く沖繩縣鳥島大噴火の厄に遭ひたる移住民に於て之を視る。彼等の久米島に移りて新一村を作るや國庫は爲めに救濟費壹萬七千圓を支出せり。是に於て新村は先づ貧富に應じ各戸に於て建築する家屋の面積を制限し其建築費の一部は公費を以て之を補助せり。共同祭祀の爲めに中央に神靈崇拜所を築き共同埋葬の爲めに遺骨合祀所を設けり。其他公費を以て共同井戸、共同浴場を設け以て居住に便せり。以上述ふる所の如き其の行ふ所は固より僻陬の一部落に過ぎざるも其公共的精神の蕪蔚せる所は亦以て都市經營に參酌すへきものなしとせず。夫れ泰西都市の住居供給事



業に關する國家の法制は國に依り其主義を異にせることに前に述ぶる所の如し。英國の國家勸奨主義は都市團體に向つて不健康なる住居を收用改築するの特權を與ふるに依て始められ、佛國の國家保護主義は庶民家屋の建築を目的とする法人の事業に對し特に融資及免稅を爲すことに就て特別の恩典を制定せり。獨國は英佛二國に於けるか如く國家關與の制を取らずして却つて自治委任の方針を擇ひたる點に於て國家勸奨主義及國家保護主義二つなから之を欠きたるの觀あり。然るに獨國に於ては自治任意の行政として都市自から公費を以て低廉健全なる家屋を建築し或は公立の貯蓄機關より低利資金を融通し是等の事業を助くるを以て常例と爲す。之を『自治保護主義の家屋供給制度』と謂ふことを得へし。要するに將來に於ける都市の家屋供給制度に就ては以上述べたる特別收用制度、特別融資制度並に特別免稅制度を折衷し又其長所を採用したる一種の保護制度か新に現出すへきことは法制上の沿革より之を推測することを得へし。

其九公園  
行政

我邦に於ける保健事業の中比較的長足の發達を爲せるもの之を公園

制度と爲す。我公園制度の起原に就ては少しく沿革の存するあり史に傳ふる所に依るに我邦に於て園圃を造りて衆庶の觀に供したるは王朝時代攝政藤原道長か源融の造りたる別業を求めて之を領し其子頼通の時之を捨て、寺となし平等院と爲したるに創まれり。融は嵯峨天皇の皇子にして東六條に河原院を營み此に居れり。臺閣水石巧に華麗を極め毎日難波の潮二十斛を汲み鹽を煮さしめ以て陸奥の鹽竈浦を模せり。其造園の趣味ありしこと知るへきなり。我邦に於て公園を以て保健及娛樂の二方面に活用するの理想を最明瞭に又最趣味ある意義に於て之を説明したるもの維新前に於ては水戸藩の偕樂園に於て始めて之を見ることを得へし。烈公か此園を設くるや居城の西仙波湖に臨める開豁の地をトし好文、一遊の二亭を作り公衆をして隨意に出入せしむ。侯自から園の記を作り其中に理想を述べて言へり『苟も其養を得れば物として長せざるはなく苟も其養を失はば物として消せざるなし』と。尙ほ人の處世法に於て娛樂は却て勤勞を促すの基たる趣意に説き及ぼして曰く『之を弓馬に譬ふるに弓には一張一弛ありて恒に勁く馬には一馳一息ありて恒に健



し。弓に一弛なければ、則ち必ず撓み馬に一息なければ、必ず墮る。唯人は心の存するか故に、萬物の靈長たり。則ち其心を修徳に存して、六藝に優遊するは、其性命を養ふの道なり」と。其説く所最明晰にして、而かも其事理甚た剴切なり。就中長せんか爲めに、養ひ修徳の爲めに優遊するの理を述ぶるに至りては、近來獨國の識者か、娛樂を以て「勞役快復の制度」と爲し、「娛樂の裡に訓育をかるへからず」との意見を唱ふるものと、其根本思想の全く符節を合するか如きものあり。現今我都市に於て保健と娛樂とを兼ねる所の事業中比較的整備せるもの公園經營の一事に在り。是れ封建時代に於ける城地林泉の美、今に尙存するもの多かりしに依れり。是等は皆市民に向つて其娛樂と健康を資くること甚た大なるものとす。米人ペーカは「一昨年の春都市保健事業に關し一書を著はせり。彼れ都市の要務」と題し、其中に述べて曰く「都市の保健事業は市民生活の健康を擁護すると共に市民をして亦最崇高なる生活を経營せしむるの理想なくんはあるへからず。都市か清新なる娛樂を市民に供する可なり。工藝美術の觀市民をして神韻縹渺以て其氣を養はしむ更に可なり。又進んで市民をして閑に俗

塵の裡を超脱して天地自然の靈氣に接せしむる所なくんはあらず」と。念ふに泰西の遊園制度は此の如きの理想より發達せり。然るに近年大都市人口の密聚に伴ふて健康不良の状態年を逐ふて其甚しきを來たすや、泰西都市の遊園制度は市民に新鮮なる空氣を與へ健康なる運動に便ならしむるを旨とするに至れり。此くして遊園制度の組織は美術主義より一變して保健主義と爲れり。又之に加ふるに遊園の裡に於て音樂を奏して娛樂を助け彫刻物を建て、工藝を奨め動植物を養ふて博物學に資する所あらんとす。殊に近來米國の大都市に於ては運動園の利用に依て街路に浮浪せる少年の感化を計らんことを期しつゝあるは殊に觀察の價値あり。現に市俄古の如きは普通の大公園を設くるの外二十八個の小運動園を市内の要處に分配し遊泳、音樂等の設備に依りて自から多數の市民を之に導けり。我東京市の市區改正委員會に於て市内に小公園を設けんとするの議あるは其規模固より市俄古に及ふへくもあらずと雖も其著想亦多とすへし。紐育市に於ては河岸に沿ふて運動場を設け其裡には圖書館、音樂場をも附設せり。同市千九百三年の調査に依れば一年百萬以上



の市民は現に是等の設備を利用せりといふ。殊に夏日には休課の諸學校に於て街路に彷徨せる遊兒を聚めて簡易なる講習を行ふの外尙學校に附屬せる運動場を開放して一般公衆の遊園となし一校平均百五十人乃至千五百人の市民は日々之に出入せり。此の如く遊園の供給は本來健康保護の理想より出てたるも米人は是に依り併せて感化の效用を不良少年の上に與へんことを期しつゝあり。總して血氣の青年をして健康なる遊戯に赴かしむるときは自然に不正なる行爲に遠ざからしむることを得るは事實なり。健康なる娛樂は健全なる精神を養ふことを得へし。斯くて遊園制度は保健の要素以外尙之に加ふるに娛樂の要素と教化の要素とを以てするものは是れ近世公園制度の趨勢たり。我近世公園制度の起原は明治六年太政官布告第十六號に發す。其布告に言へり「三府を始め人民輻輳の地にして古來の勝區名人の舊跡等是まで群集遊覽の場所は永く萬人偕樂の地として公園と爲すへし」と。所謂萬人偕樂の一句は充分に公園制度の本義を表はして餘りあり。最近の調査に依るに府縣公園三十餘都市公園は四十餘を算す。公園中其面積の廣濶なるもの奈良縣春日公園

を以て其最となすへし。其面積五百町歩に亘り密林蔚蒼たる間に歩道を造り人をして全く都市の人煙に遠ざかりて深山幽谷の裡に逍遙するの思あらしむ。宮城縣も亦松島灣の風光を保存し水陸に亘りて一の大公園を經營せんとしつゝあり。多數の都市公園中盛岡市か凶作善後の救濟策として公園を創設し以て細民に勞役を與へ德島市か戰捷の記念として城山公園を修飾せしもの二者共に出色の舉と謂ふへし。是等は多く舊藩當時に於ける諸侯の遊園城池を基と爲せるものにして其史蹟と林泉の美とは共に他に誇るべきものなきに非ず。此の如く美術主義の公園制度は我都市行政中比較的備はるものあるを見るへし。夫れ近世都市か最力を傾注せる實用主義の公園制度殊に市民の運動體育に資すへき保健的の遊園制度を設くるの一事は我邦に於て未だ厚く市民の注意を喚起するに至らず。

病院事業に就き公營主義を乘れるもの全國市邑を通して其數七十八都市の公營病院を有するもの其數十三を算す。現に自治團體の經營に係れる病院事業にして其成立の特種なるもの函館區立の病院に之を見る

其他の保  
健行政



へし。病院は舊と區の篤志家渡邊孝平と稱する一老人の創設に係れり。同人は嘗て海外に遊ひ泰西病院の規模を觀て大に感ずる所あり歸來十萬圓を投し自己の理想に依て病院を設立し竟に之を區の公營に寄附せり。其他横濱神戸新潟静岡佐世保弘前高松久留米青森高岡米澤山形福岡小倉札幌等は皆公營の病院を有せり。埋葬事業は市邑を通して公營の墓地を有するもの其數四十六、都市の公營墓地を有するもの其數二十九に上れり。葬儀事業に關する都市公營主義の制は固より未だ之を視ること能はず。我將來に於ける是等の保健行政の中に就て比較的急要なる講究問題たるへさもの固より墓地制度なるへさを信ず。我現行の墓地取締規則は警察官廳に於て其區域を指定し其設置を認許するの制にして固より公私併立主義なり。然るに近來墓地改良の必要より單純なる官廳認許主義に甘んぜず更に一轉して都市特占主義の急なるを唱ふる者あるに至れり。墓地制度に附帶して都市公營主義の論を惹起せるもの火葬制度の事是なり。夫れ死者に對する處置は單に保守的感情の爲めに左右せらるゝのみならず殊に宗教的儀式の上よりして俄かに之を變革すること能

はさる一の難問なり。然るに近來歐米各國の大都市に於ては競ふて郊外に一大遊園を設くるの機運を呈するに拘はらず廣濶なる地積を以て依然之を土葬の用に供するは土地利用の策より見て適當ならざるを認むるに至り漸次に死者處置制度の變遷を促かすに至れり。今や我都市中公營の火葬場を有するもの其の數二十有餘に上り大阪堺の二市の如き何れも公營の葬儀場を有せり。郡村に於ける公營の火葬場にして特色あるは京都府葛野郡衣笠村及大阪府西成郡粉濱村の火葬場なりとす。孰れも其設備は儀式場と焼屍場とより成り其儀式場は即ち焼屍に先ち葬儀を執行するの用に供す。殊に粉濱村に於けるものは従前私人の經營する所たりしも設備不完全にして往々弊害の之に伴ふものありしを以て近く之を村の經營に移して大に改良を加ふる所あり。而して其葬儀執行の用に供する祭壇裝飾に關するものは兩村孰れも之を村の事業と爲せし。是れ佛國都市に行はれたる葬儀事業の公營主義と其精神を同ふす。

此の如く保健行政の種類は甚だ多端なりと雖も現今大都市に於て最注目せる所の問題は市民の死亡比例にして就中兒童の死亡比例如何は



地方に於ける保健事業の消長を卜すべき一の標準と爲れり。英國統計家の公言する所に依るに同國に於ては一年生るゝ所の人員は百二十萬にして三十萬より四十萬の間は貧民に屬し其中十五萬人は一年を經ずして死亡し残りの半數は五年を經ずして死亡す則ち三分間毎に一人の嬰兒を失ひ一日毎に五百人の嬰兒を失ひつゝあり。此の如きの状態なるを以て千九百七年エデンバラの衛生會議に於ては一會員マツケ嬢は「公共の保健と兒童」と題し最詳かに都市か兒童の發育に不良の結果を呈すへきことを説明せり。畢竟するに都市農村の繁盛に趨くに隨ひて住民の密集漸く甚だしきを致し爲めに死亡比例の増加を來たすは自然の趨勢なり。各種の保健制度は實に此趨勢に對抗して人命の保護を全ふするを以て主眼の目的とす。

### (二) 交通行政

都市交通行政の中に於て費額の最大なるもの港灣事業の右に出づるはなし。抑、我港灣制度は其經營の所屬より觀察すれば大要二種の別あり。則ち國家直營主義の制と地方自營主義の制と是なり。國家直營の港灣

其一港灣  
行政

事業は横濱小樽に於て既に之を視る。地方自營の港灣事業は府縣經營に係るものと都市の經營に係るものとを以て其主眼と爲す。熱田灣、鹿兒島灣の築港は府縣の經營に係れり。都市の經營に係るものゝ中大阪、長崎、高松最顯著たり。中に就て大阪及長崎の築港は國庫より之を補助したり。雖も高松は都市獨立の支辨に出たり。則ち高松市築港事業は純然たる都市公營主義のもの。と謂はざるを得ず。横濱、神戸二港に於ける海陸聯絡工事の首要なるものは税關擴張工事と共に國家之を經營し其費用は横濱、神戸二市の分擔とするの制を取れり。此の如きは是を國家及都市共同經營の主義と爲すへし。要するに將來港灣制度確立の場合には兎に角現在に在ては我港灣事業は必しも都市自營の主義を原則と爲さざるを以て此點に於ては獨國地方自治主義の港灣事業と其揆を一にせず。又現在の所にては我港灣事業は必しも國家直營主義に偏倚せざるを以て此點に於ては佛國を首として伊埃露の諸國に行はるゝ政府直轄主義の港灣制度とも亦異なる所あり。而して我港灣にして國家及都市の共同經營に係る場合即ち前に述べたる横濱、神戸の二港に就ては特に之を爲めに「設備



委員會』と稱する一種の審議機關を造れるを見る。而して之を組織するに  
は國家の官吏、都市の吏員、市會の議長及都市の議會に於て選舉したる公  
民を以てするの外尙ほ商業會議所の會頭及商業會議所に於て選舉した  
る公民をも之に加へり。是れ英國の港灣事業に於て都市團體の代表者  
商業團體の代表者とを聚めて公私共同の管理を爲すものと相似たり。只  
彼に在りては公私混合の團體を以て行政の機關となせるも我に在りて  
は類似の團體を以て單に諮問の機關となすに過ぎざるなり。其他都市自  
營の港灣に就ては國家か其都市に對して經費を補助することあるも一  
切の經費は總へて都市をして之を負擔せしむるを常とす。我邦の制を以  
て之を米國の制に比するに同國に於ては浚渫事業は國家之を行ひ埠頭  
船渠の事業は多く都市をして之を行はしむるもの多きも我邦に於ては  
分割經營の主義を避けて統一經營の主義を取れり。則ち分業管理の主義  
は米國港灣の特徴にして我邦と其趣を異にする所なり。要するに我港灣  
制度は獨佛二國の中間に位し國家及都市の經營を混用せずして專ら之  
を並用せるものと謂ふべし。

港灣事業に次ぎて近年大都市に行はるゝ交通行政の主たるものは市  
區改正の事業是なり。近世に於ける都市の交通事業は單に一局部に於け  
る道路の開設を事とせずして都市其ものゝ整理に力を用ゆ。而して都市  
の整理は全局に亘りて街路の改正を行ふと共に亦其中に於て裝飾を之  
か一要素となすに至れり。米國の都市は屢、進歩的の經營を爲すに吝なら  
ず。従て近くは『都市美觀事業』の名に依て街路の整理を斷行するもの少  
からず。由來何れの時代に於ても都市の經營は先づ事務より始めて殖産、教  
化、美術の順序に依て發達す。雅典はペリクレス、フィデヤスの手に依て裝  
飾せられたる前に於て夙に商業上の中心となれり。羅馬も外國よりの捕  
獲品を以て之を裝飾せし前已に地中海の主權者と爲れり。降りて佛獨二  
國の首府に於ては其國王の力に依て園囿、美術館、寺院の建立せられたる  
もの多し。國王は其都市を見ること全く己れの私領地に於けるか如く專  
ら其外觀を裝飾するに力を用ゐたり。只英國に於ては諸侯か其地方の領  
地に多少の力を盡したる者ありしと雖も首府に於て倫敦府會か市區の  
整理を創めんとしたりしは全く近年の事なりとす。之に反して米國は新



進國の故を以て夙に茲に着眼する所あり是を以て都市を創立する場合は勿論更に之を擴張する場合には必ず先づ都市整理の事業に其意を用ゐざるはなし。華盛頓に於ては夫の有名なるランファンの設計を採用し千九百一年コロンビヤ州の議會は委員を選定して其事に當らしめたり。而して此委員はペンシルバニア通とポトマック河の間に於て殊に其美觀に意を用ゐる路易第十四世及那破崙第三世時代に劣らざる新意匠を採らんことを期したり。然るに米國都市中に於て根本的に街路の整理都市の美觀を完ふせんことを企てたるはクリイブランド市を以て其模範となさざるを得ず。クリイブランド市は固と米國のセフキルド市なりと稱せられ夙に進歩主義の商業都市たるを以て名あり。然るに實利の觀念に富める市民を以て尙美術の思想をも發揮するに勉めたるは甚な異とす。市は先づ其公共の建築物を創設するに當りて之を利用して都市の美觀を増さんことを期せり。依て過ぐる年市俄古博覽會を管理して令名ありしダニエル・パロマンを聘して其下に専門の委員を置き市區改正の計畫を評議せしめたり。委員は二年間に審査を了して其實行の端緒を

啓き千四萬弗の豫算を決議せり。消防署、警察署の如きに至るまで其實用に加へて尙都市の美觀を添へんとの注意を以て力を其建築に用ゐたり。殊に議會の決議に依り『建築監査局』なるものを置き之に公立建築物の設計に對し否認を爲すの特權を與へたるか如きは他に其例を見ざる所なり。本來市區改正の事業たる市民協同心の厚薄如何を見るに足るべき一の試金石なり。然るに米國商業都市の常として各部の利害互に相衝突し之に加ふるに政治上の競争を以てし市民一致して此事業の大成を期するには固より幾多の困難ありしにクリイブランド市が率先事業の成功を擧げたるは全く市民愛都心の旺盛なるを證して餘りありとす。轉じて之を帝國に見る。我東京市の市區改正事業は明治二十二年を以て創まり當時市區改正條例制定せられ市區改正委員會なるものを内務省に置き其設計を評定することゝ爲せり。則ち首都の市區改正事業に就て一種の中央關與制度を設けたるなり。尙政府は毎年二十萬圓以上の收入ある河岸地を下付して市區改正の事業を補助し併せて此事業の成功を期するか爲め更に一般市制に依りて許されたるものゝ外一定の程度に於て



賦課を許したるか如きは是れ亦一種の國家保護制度と謂ふことを得へし。近くは京都、門司、熊本等の數市に於て道路の擴張、市區の設計又は市區の改正を企てつゝあり。加之曩には大阪市に於て今は東京市に於ても亦大火の後を承けて更に之か考案を重ねつゝあるを見る。要するに近年米國に起りたる市區改正事業は其内に於て都市美觀の主義をも包含すと雖も我邦の都市に於ては主として交通整理の主義を達するに過ぎざるなり。

## 第二節 都市收益行政

我邦都市の福利増進主義か一般公共事業の上に顯はるゝもの前叙の如し。次に收益事業の趨勢を視るに我都市行政は此點に於て尙ほ未だ不振の状態に在るものと謂はざるを得ず。現今我都市の收益事業にして所謂法制上の特占事業と稱し得べきもの獨り給水事業の一あるのみ。則ち我水道規則は公共團體に非されは公衆の爲め給水事業を經營するを得ざる事を原則となせり。是れ英國都市の給水事業か公私併立主義を採るもの

るものと全く異なる所なり。而して事實上都市の特占事業に屬するものは京都市の發電事業、大阪市の電車事業及横濱市の瓦斯事業の三者を以て最顯著なるものとす。近くは静岡市か先づ二十五萬圓の公債を起して私營の發電事業を譲受けんとし、福井市に於て第一期の工事として亦二十五萬圓の公債を起し、瓦斯事業を經營せんとするは都市の新計畫として一の試金石と謂つへし。然れども是等は皆法か都市特占の權利を認むるに非ず。則ち實際上の特占事業にして法制上の特占事業に非ず。是等を除きては他に都市の收益行政としては殆んど講究すべきものあるを視ず。私營の收益事業に對し都市自から之か特占權を承認し又都市か其收益の幾分を徵收して都市の道路を使用せしめ一定の時期に至れば都市自から其事業の買收を爲すか如き總へて是等の特別關與權は未だ法制の明らか之を規定したるものあるなし。則ち私營收益事業に對して都市の有する特占承認權、特別分益權及特別買收權は法の上に於ては未だ其存立を視ざるなり。換言すれば我邦に於ては私營の特占事業に對して法律か直接に定めたる都市關與制度なるものなしと謂ふへし。然れども



都市か一定の期間私人と經營の競争を爲さゝること及都市事業に對し或種の課税を爲さゝること其他數個の事項を約し之を條件として都市か前記三種の特別關與權を收め得たるは近く大阪市に於ける私營電燈事業、瓦斯事業及巡航事業に關して之を視ることを得へし、神戸市、名古屋、市、豊橋市に於ける私營の瓦斯事業、電燈事業に對しても亦類似の例あり、京都市に於ては私營の電燈事業に對して特別分益の條件を附し、金澤市に於ては私營の電燈事業に對して公燈供給の條件を付せるもの亦之に類す。此の如きは私營の收益事業に對して都市か任意に定めたる一種の關與制度と謂はざるを得ず。市街鐵道事業に關する從來の制度に於ては其經營の許否及之に附帶する諸般の事項は都市自から之を定むるにあらすして中央政府之を定むるの主義を採れり。詳言すれば私營の事業に關して都市の福利を保護するの必要あるときは軌道條例に依て中央政府は都市團體の爲めに特別の分益權及特別の買收權を定めたるに在り。之を約言すれば我邦の都市に於ては私營の軌道事業に對し國家指定主義の關與制度なるもの存するに過ぎざるなり。然れども此國家の指定主

義は其基く所に法律に在るか故に之を大阪市に於ける瓦斯巡航事業の如き任意的の關與制度に比すれば固より之を法制的の關與制度と謂はざるを得ず。市街鐵道事業にして都市自から之を經營せるもの大阪市の以て嚆矢とす。是れ我都市行政に於ける公營街鐵道業の濫觴にして同市は今や市の全部に亘りて街鐵事業を經營せんとしつゝあり。京都市も亦起債に依りて私營電車を買收し更に公營に依りて之を全市に擴張せんとし、近くは東京市に於ても亦私營電車并電燈事業買收の約成り、新市の事業として之れか經營を見るに至れり。本年議會を通過せる電氣事業法に依るときは一切の電氣供給事業、電氣鐵道事業は總て中央政府の許可を要するを以て私營事業を許可するの際に於て豫め自治團體の公益を保障するか爲め報償金の納付、事業の買收等に關し必要なる條件を指定することを得へし。是れ亦法に依る國家保護の關與制度に外ならず。之を總して我地方公共團體に於ては府縣郡及市邑を通して收益事業に關する特占制度の問題は未だ新興の程度に達せず。近く高知縣か四十六萬餘圓の公債を起して發電事業を創始したるは此種の事業に於ける



縣公營の嚆矢と爲すへし。即ち十五年間に起業公債を償還し其後收益金を以て縣基金と爲さんとするに在り。岐阜縣惠那郡明知町、群馬縣群馬郡伊香保町、山形縣飽海郡酒田町、最上郡新庄町其他二三の町村は近來勳力及點燈を目的として發電事業を經營せり。宮城、岐阜、愛知、秋田、徳島、鹿兒島、滋賀、埼玉、長野、福島、和歌山、新潟、三重、岡山諸縣に於て行はるゝ植林經營も其財源造成の方面より見れば固より一の收益行政たり。中にも岐阜、宮城二縣の如き約五十萬圓の繼續費を以て已に經營に著手せり。近くは山梨縣災後救濟の 聖旨を以て特に御料地二十九萬町歩を縣に下賜せられ縣は之を模範林として將來の計畫を立てんとす。是れ縣の經營としては實に空前の一大事業たる事を疑はず。轉して他の種類の事業を觀るに香川縣に於ては縣下二萬の溜池に對し淡水養魚を獎勵せんか爲め縣自から養魚地の公營主義を採れり。滋賀縣に於ても戰時記念として永遠の規模を定め亦模範養魚の業を經營せり。郡に於ても模範植林事業は縣と相競ふて近時新興の勢あり。其他福島縣東白川郡の産馬改良事業の如き亦皆收益事業の著名なる者に屬す。村邑に於て最普通に行はるゝ所の收

益事業は植林と開墾との二者に在り。植林事業に於ては福井縣大野郡石徹白村の三千百町歩、高知縣安藝郡吉良川村の二千四百町歩、三重縣北牟婁郡尾鷲町の千八百町歩の如き其著しきものなり。廣島縣山縣郡筒賀村の如き亦千二百町歩の植林地を有し其收益は已に積んで十一萬餘圓に達せり。政府か國有不要存置林を以て之を地方團體に特賣するの制を設くるもの實に此等の植林公營の事業に對する一種の保護制度と謂はざるを得ず。次に村邑の間に普及せる生産事業の主要なるものは種牛馬の供給にして鹿兒島縣肝屬郡百引村、宮崎縣西臼杵郡高千穂村、岩手縣氣仙郡綾里村、島根縣能義郡井尻村の如き其最著しきものたり。公營の養魚事業も亦之に亞き滋賀縣甲賀郡伴谷村の如き經營最旺盛にして全村二百有餘の溜池には悉く團體公營の事業として養魚を爲せり。慣行に依る漁業の市邑特占主義は我漁業制度の認むる所なり。廣島縣沼隈郡水呑村、兵庫縣城崎郡内川村等にて慣行に依る團體漁業權の特占を出願するあり。北海道に於ては町村の名義を以て漁業權を有するもの已に百有餘に及へり。松籠培養事業は近く群馬縣碓氷郡板鼻町の戰時記念として經營せ



る所其面積五反歩に及へり。石花菜の採取事業は夙に静岡縣賀茂郡稻取村の自から經營せる所素と領主の管轄に屬したるものなりしも明治五年に至りて之を公營の事業と爲せり其收入三萬餘圓に上れり。又同郡白濱村に於ても明治四年以來石花菜の採取を以て特占的の公共經營と爲し其總額の二分を基本財産に二分を村費に充て其餘は之を村民一般に分配せり。市邑採鐵事業の公營主義も我鑛業制度の上に於ては明證する所に非ずと雖も島根縣邑智郡濱原村及同縣那賀郡渡津村に於ては村民全般の協同經營に依れる砂鐵事業あり。是れ亦殆んと村邑公營の砂鐵事業たるか如きの觀あり。近く千葉縣か四十萬圓の起債に依りて先づ東葛飾郡野田町より常盤線柏驛に至る約十哩及印旛郡成田町より香取郡多古町に至る十五哩の輕便鐵道を開始したるは此種の公營事業としては固より嚆矢にして亦最著るしき經營なり。

泰西諸國に於ては近年に及んで事業公營主義の利害に就き更に識者の旺盛なる評論を見るに至れり。殊に是等の研究か多く英米二國の間に起れるは本來個人の自由を尙へるの國柄なるを以て事業公營主義の影

響か直ちに個人の活動を害することなきや否の點に就て最多く考慮を要するものあるに由れり。英國のアブバレー伯は千九百七年更に『都市及國家の收益事業』と題せる一書を著はせり。其著敢て浩瀚にあらずと雖も其言ふ所頗る簡明にして且つ要を得るに便なり。伯は常に個人の活動に重きを置いて『都市公營の弊は其極商工業の發達を害すへし』と言へり。嘗て米國市俄古大學に教鞭を執りしヒュゴル、マイエルも亦アブバレー伯と其論を同らし伯か其著書を發刊せしと殆んと相前後して『英國の都市公營事業』と題せる一篇を世に公にせり。彼は『公營主義の短所は往々にして個人の工夫を妨げ事業の進歩を害す』と爲せり。之に加ふるに『都市の掌裡に多くの事業を集注し濫りに其權力を増すときは其結果として多くの危険の之に伴ふて發生すへき恐あるを免れず。此くして特許會社が從來政治上に有せし各種の弊害は更に移して都市團體の裡に之を見るに過さざるへし』と言へり。此の如きは米國現今の實況より考ふれば亦參酌すへきの識見なり。然るに同じく米人たる博士ホウエーはマイエルと殆んと年を同ふして『都市論』一篇を著はし各地の實例を擧げて公營主義の利

(1) Avebery ; "National & Municipal trading."

(2) Hugor Meyer ; "Municipal Ownership in Great Britain."



益を主張せり。彼は米人に向て英人の實驗を示して曰く「英國都市に於て公營主義の行はれてより以來市民の公共心を發揮せること甚た著るしきものあり。凡そ世に米國都市の如くに經濟上に於ても又精神上に於ても共に其手段方法の豊富なるは非ず。此の如く有力なる都市は單に一二の富人に恩恵を乞ひ漸く其力に依りて繁榮を願はんよりも寧ろ市民共同の事業に依て全般の公益を進むることの更に必要なるを自覺するの日あるへし」と。ホウエーは更に千九百七年に至り「英國都市」と題して一書を著し再ひ英國諸市の公營事業に就て詳しく論ずる所あり。彼は模範都市としてグラスゴー<sup>(2)</sup>を掲げ審かに其經營を紹介して言へり「吾人はグラスゴー<sup>(2)</sup>を呼んで『勤勞の都市』<sup>(3)</sup>良心の都市」と稱するに躊躇することなし。元來同市の市民は自ら任して英國に於ける最善の都市なりと信し又世界に於ける最善の都市たることの抱負を有す」と。今彼の説明する所に依るに同市の所有財産は九千五百萬弗に價し毎年各種の收益事業より生ずる歳入は約千五百萬弗に上れり。中にも市街鐵道の成功は自から他の都市を誘引して此事業の公營を促すに至りたり。今や最近の報告に依

(1) Howe, "The British City."  
(2) "City of Thrift."  
(3) "City of Conscience."

れは市街鐵道の純益収入は百六十萬弗に達し瓦斯事業は二十七萬弗、發電事業は三十五萬弗、給水事業は二十八萬弗、電話事業は五萬六千弗の多きを算せり。而して是等五個の事業を合するときは一箇年の總収入約一千萬弗即ち我二千萬圓に對して約六百十四萬弗の經費を支出し其差額三百八十六萬弗の内より資本の利子約百三十萬弗を減するときは一箇年の純収入は優に二百五十六萬弗即ち我五百十二萬圓の鉅額を得るに至る。而かも是等の純収入を以て直ちに納稅者の負擔を輕減するの姑息策を取らす必ず事業改良の資金として之を活用するか又は之に依りて消費者使用者の料金を減するの方針を採用せり。且つや是等の大事業を經營するに當りては事細大となく慎重の注意を以て之か處理を爲さざるはなし。多くの事業は市か先づ自から養成したる直轄の從業者を使用し其已むを得ずして請負業者に委託するときは毫厘と雖も不當の利益を與ふることを爲さず。又嘗て一たひも公吏敗徳の誦りを聞きしことなし。かくてホウエーはグラスゴー<sup>(1)</sup>を賞揚して曰く「市民か都市を愛するよりも更に高き程度に於て都市は市民を愛しつゝあり。都市は經費に於て



百方節約を事とするも必要なる事業に向ては之か支出を爲すに吝ならず。休日に至れば市民は公園に於て清新なる市設の奏樂を聽きて一日の快を取ることを得へし。其入場料僅かに二錢にして毎週三万人の入場者あり。優に其の經費を辨して餘りあり。市は又公營の住宅を有し低廉の料金にて之を市民に貸付くるを例とす。寡婦にして其幼兒の爲めに業務に就くこと能はざる者の爲めには特に其兒童を保育するの設備あり。市内十二箇所に設けられたる公立の浴場洗濯場の如きも亦苟くも無料主義を取りて無償の恩恵を施すことなし。假令僅少の料金にても必ず之を徴するの勞を取り其収入を以て經費に充て以て漫りに公課に頼ることを避けり。市の經營や此の如く多端なり而かも市は是を以て自から足れりとせず常に當局の人を英國及大陸に派遣して他の長所を觀察し之を應用することに勉めつゝあり。尙二週に一度は都市の各部局を公開して其監査を行ひ同日は公吏賓客互に一堂に聚り食事を共にす。緩話の裡に於て其部局に屬する事業に就き相互に意見を交換す。此くして訓練せられたる市民の理想は都市事業の成功を喜んで長へに其裡に生息するを無

上の樂とす。市民は彼等の爲めに貢獻せる都市に向ては亦己れの力を盡して之か爲めに貢獻せんことを好む。乃ち己れの住する都市をして更に一層清潔ならしめ更に一層健康ならしめ更に一層秀美にして活氣ある都市たらしむるを以て市民の最尊き職分なりと信す」と。要するに「グラスゴウ市に於ける事業公營の成功や其歸する所は必ずしも制度文物の如何に在らずして主として其市民公共の精神最旺盛なるに基けり。而かも都市が市民の公益を視ること親切にして財政の運用亦甚だ精妙なるに由れり。夫れ都市公營事業の適否は其事物の性質、團體の能力、社會の狀態等に依り個々に決定すべきの問題たり。されは英國都市を通して達觀すれば公共の利益と財政の程度とに鑑み必要缺くへからざるを認めて始めて事業を經營す。其考慮する所は都市永遠の福利如何に在り固より一部一局の利害のみに依て其可否を決定すべきに非ず。其事に當るや態度堅實にして且穩健なり。獨國一部に起りし夫の急激なる破壊論者か唱道する所の空想説の如きは實際的國民の稱ある英人の最忌む所なり。個人の生産と活動とは勉めて之を助長し以て世の進歩に貢獻せしむるに勉



む。而かも其間に於て如何にして公利公益を進むべきかは最厚く留意する所なり。其進んで事業の公營を要する場合に於ては之か爲め行政の上  
に危険を醸すことなく却て之か爲めに市民の公共心を作興せんことを  
期せり。

要するに泰西に於ける優良都市の經營は實際に於ける公益増進の責  
任を自覺し事の輕重本末を辨して慎重の考慮を竭くし然る後之に當る  
を常とす。蓋し問題は實際の利害に在り單に一片の空理に依て解決せら  
るべきに非ず。是故に夫の矯激に偏し打破を事とする社會經濟論の如き  
は健全なる自治の發達に向つて其影響如何と顧み深く之を憂ふる所あ  
るは必然の事なり。地方の能力財政の基礎尙未だ充分ならざるに拘はら  
ず濫りに事業を起し經濟の秩序を壞るの虞あるか如きは最之を警むる  
所なり。就中英國都市は本來商業市民の常として其公營事業に於ても自  
から著實なる商業家の注意を採れり。則ち其起業に先ちて實際の利害如  
何を調査し又起債濫増の弊を矯むるか爲めには夙に之か監督制度の研  
究を怠らす。若し都市の公益に關係ある事業にして都市の公營に適する

ものあるときは著々之を進めて其實利を收むるに吝ならず是れ固より  
英人の特長たり。米國に於ては近來私人の經營に係れる各種の事業か已  
に勃興の勢を呈したるを以て今や之を制限して公共の利益を保護せん  
として能はず其爲す所往々にして專横の弊あるを見る。是を以て一部の  
都市は市民全般の福利を増進せんか爲め法の力に依りて是等の私營事  
業を收用し之を公營主義に移さんことに勉めつゝあり。而して學者も亦  
百方其買収に關する制度に就き苦心講究する所あるは亦已むを得ざる  
の勢なり。就中市政學者として有名なるウイルクスの如きは其近著  
『米國都市』と題せる書中に私營事業に對する制限の政策に就き數箇條の  
綱目を掲げて其據るべき方案を示せり。其内に於て豫め買収權を都市に  
留保することを以て最重要なる條件と爲せり。轉して佛國都市に見る其  
收益事業に於ては未だ充分に都市公營主義の制を擴張するに至らず然  
れとも近頃に至り各種の弊害を都市收益事業に及ぼさんことを恐れ百  
方考案して財政の整理を先きとし事業の濫設を防かんことに勉めつゝ  
あるは亦意を用ゆる所ありと謂つへし。伊國都市か其事業實際の運用に



於ては未だ克く英國人の特長たる商業的能力を發揮し得ざるに拘はらず自治事業の爲めに特別法を制定し俄かに法の力を以て新に商業主義の組織を加へたるは事少しく早計に失するの觀なき能はず。然れども伊國に於て自治收益事業監督に關する一般の法規か最周到精密なるの一事は行政研究の上に裨益する所少からず。此間に於て獨國都市は其公營に係れる收益事業の新興見るべきものあるに拘はらず遽かに伊國に施行せられたるか如き特別制度を採ることなし。而して都市公營の事業に就ては其國人の特長たる技能尊重の主義に依り一切の經營を擧げて之を専門の理事者に委任せり。之に加ふるに獨國に於ては一般市民の福利に密接の關係ある事業は個人の經營に放任せず都市自から之を研究し其公利公益の上より打算して已むを得ざるものと認むるときは團體の力を以て之に當るの趨勢を有す。念ふに同國に於ける市民各自の富力は固より遠く英米二國に及はざるも團體協同の經營は却て着々進歩の兆を呈せるか如きは歐米諸市の中に於て固より出色の觀を呈するものと謂ふへし。要するに自治收益事業に關する各國制度の特徴は取て以て我

研究に資すべきもの多し。

### 第三節 都市土地制度

都市に於ける土地問題は歐米都市に於ては其公益事業の新興と共に方今の急務と爲せる所なるも國狀を異にする我邦の都市に於ては深く其利害の研究を要すべき事項にして尙未だ法制上の問題として之か發生を視るに至らず。是れ蓋し都市福利行政の盛未だ其必要を促さざるに依れり。之を府縣にしては東京府、秋田縣、德島縣、岡山縣、宮城縣、岩手縣等の如き之を郡にしては滋賀縣、甲賀郡、鳥取縣、日野郡、山口縣、吉敷郡、玖珂郡、奈良縣、宇陀郡、德島縣、三好郡の如き已に公私原野を求めて之に公營の模範植林を爲すもの頻々として其昌勢を致すを視る。獨り此間に於て熊本縣八代郡が無慮九十萬圓を費して潮止工事を起し千有餘町歩に亘れる埋立耕地を得たるあり。又宮城縣宮城郡品井沼水害豫防組合が數十萬圓の公債に依り排水事業を創め之に依りて千三百町歩の新開地を得んとするあり。是れ植林事業以外に得たる地方團體公有土地の最大なるものと



す。又之を村邑にしては宮城縣名取郡生田村、靜岡縣賀茂郡稻取村、長野縣北安曇郡大町の如き廣濶なる土地を占有し植林經營に依て一大資源を有するものあり。是等は純然たる財政補充主義の事業たり。都市は之と共に其狀況を異にし植林經營を爲すの必要及利便は固より村邑の如くならず。然れとも小樽區か基本財産造成の爲め已に百三十町歩に亘れるの造林事業を經營せるは最顯著の事例たり。神戸、金澤、米澤、名古屋、奈良、長岡、吳、長崎の諸市も亦多少の植林を有す。就中神戸市の如き已に六十町歩に亘れる植林經營を爲せり。其他我都市公有地制度の顯著なる一例としては東京市か市區改正を條件として國有河岸地の下附を受けたるあり。又大阪、長崎二市か其築港の補助として埋立地の下附を受けたるあり。近くは熊本市か四十餘萬圓の公債に依り新に市區改正の舉を行ひ四萬餘坪の公有宅地を得たるあり。然れとも我邦の都市か一般の福利行政に資せんか爲め如何に土地問題を解決すへきかは更に研究を爲さるへからず。

#### 第四節 都市賦課制度

我邦の地方費は明治四十三年度に於ては其歳出二億五千萬圓に上り其内租税に依りて支辨せる額は一億六千萬圓に達し近くは一年七百萬圓の増加を示せり。我邦に於て今や賦課制度問題か其講究を要するに至りしは亦此大勢に見るも自から明なり。我邦從來の地方課税制度と都市福利増進との關係如何を觀察するに我市邑賦課制度か歐大陸諸國の制に異なる所のもの二あり。當初より消費税の制度を排斥して之を採らず以て公益保護の理想を貫徹したること其一なり。不動産偏重の弊を制するに各種の複合的課税を以てし夙に資力應分主義の原則を適用したること其二なり。尙各種の課税に就て我制度の特徴を検するに歐大陸諸國の制と異なる所ある裡にも亦同しき點もあり。第一土地に對して賦課する市邑課税制度は國稅たる地租の附加税を以て主と爲す。歐洲二三の國に行はれたる地租の『地方下付主義』なるもの未だ行はれざる今日我邦に於ては都市獨立税としては別に顯著なる土地賦課制度存するに由なきなり。第二家屋に對して賦課する市邑課税制度は則ち家屋税なり。其賦課方法は地區の等級、坪數の廣狹、建物の種類を標準として家屋の所有者に



賦課するに在り。則ち概括的の標準を基と爲す一種變則の資産税主義なり。是れ英國の如く單に賃貸價格を標準とし使用者に賦課するを原則と爲す所の家賃税主義と其制を同ふせず。又其所有者に賦課する點は普國の家屋税制度に於けると等しきも彼は單に賃貸價格を標準として賦課し我は其他各種の條件を標準と爲せり。又我邦の家屋税制度は奥國に於けるか如く専ら建築價格を標準とする純正なる資産税主義にも非す又獨國ウエルテンベルヒに於けるか如く單に建築面積を標準とする物件税主義とも其類を異にせり。第三財産移轉の場合に賦課する市邑課税制度は歩一税と稱し不動産の買賣讓與に際し其價格の幾分を收得者に賦課するに在り。是れ近く白耳義及獨國一部の都市に行はるゝ所にして又夫のワグネルを始め獨國の諸學者か經濟政策中に唱ふる土地移轉税制度と其形を同ふす。只之を歐洲都市に比するに家屋問題の困難若かく急迫ならずと雖も我邦都市に於ても近來土地の投機取引を防遏せんとして移轉税を起さんとする傾なきに非す。第四世帯に對して賦課する市邑課税制度は府縣税戸數割の附加税及市町村獨立の戸別割にして則ち一

戸を構ふる者の概括的資産を標準とする一種の世帯税なり。之を以て一日の勞銀價格を定め及家賃を標準として賦課する佛國の人的及動産税の制に比するに我戸數割及戸別割制度に於ては資産程度を定むるの標準は制限的に非すして寧ろ概括的なるの點に於て異なりとす。之を以て獨國に於ける階級税に比すれば、彼は國の所得税を納めざる者に對し單に所得を標準として賦課するに在りと雖も我は所得税を納むる者と否とを問はず又單に所得額のみならず汎く貧富の資産程度を標準として賦課する點に於て異れり。第五所得に對して賦課する市邑課税制度は國の所得税附加税たるものゝ外獨立して賦課する一種の所得税あり。是れ普國の地方税制度に於て國の所得税及階級税を賦課せざる者に對し賦課する市邑獨立の所得税と相似たり。第六營業に對して賦課する市邑課税制度は國及府縣營業税の附加税と市邑に於て獨立して賦課する營業税との二者あり。

我邦の都市課税制度に於て泰西都市に異なれる最顯著なる點は消費税なるもの殆んど其形跡を有せざるの一事に在り。所謂入市税は我地方



税制度に於ては從來よりして之を排斥するの方針を取れり。我市邑の特  
別税は其名稱に依るときは種類凡百有餘種の多きに及ふと雖も消費物  
課税は市邑を通して僅に僻陬の地に於て一二の事例あるに過ぎず。則ち  
兵庫縣三原郡沼島村に於ては穀物酒類醬油に對する輸入税あり。廣島縣  
深安郡木之庄村に於ては輸入牛の屠畜税あり。沖繩縣那覇區に於ては牛  
豚羊の屠畜税あり。然れども是等を措きては東京市の清酒輸入税、門司市  
の石炭噸税の廢止せられてより以來は都市に於て一の消費物課税の設  
けられたるものあるなし。夫れ泰西都市殊に獨佛二國の都市に於ては夙  
に食品税制度の設けられたるものありしと雖も近世に至り公益保護の  
上より觀て其廢止に關する諸説紛然として起り税制も亦漸次改廢の域  
に趨かんとするの兆を呈せり。要するに泰西都市の消費税制度は福利行  
政の進化と共に事後に之を消滅せんとし我邦都市の消費税制度は福利  
行政の將來に鑑みて已に事前に之を防遏せり。

我地方課税制度に於ては殆んど消費税の存立を認めざることを此の如  
し。之に反して奢侈税は諸種の課税中にて却て比較的重要なる部分を占

むるを視る。是れ賦課制度に於ける資力適應の主義より觀るも其程度如  
何の問題は別として又必しも之を失當の事と謂ふへからず。就中藝妓税  
最鉅額にして演劇税之に亞く。其他飲食店税、料理店税、飼犬税、俳優税、相撲  
税、寄席税、自用車馬税、乘馬税等あり。是等は多く府縣税として賦課せらる  
ゝ所なりと雖も府縣費を分賦する大都市に至りては多く都市税として  
之を賦課せり。之を歐洲都市の奢侈税制度に對比するに二者共に主とし  
て娛樂の要素に向つて賦課する點に於て其揆を一にす。唯其異なる所は  
彼に在りては屢之に目的税の作用を附帶し其徵收額の全部又は一部を  
以て専ら救濟行政の費に充つるものあるも我邦に在りては固より此の  
如き特別使用の方法を取ることなし。又僕婢税制度は泰西諸國の間に多  
く行はるゝ所なりと雖も我邦に在ては山梨縣、神奈川縣、宮崎縣等數縣に  
於ける雇人税の外未だ嘗て廣く之を視ることなきなり。總して近來泰西  
の學者は地方奢侈税の事を論究し一般市民の娛樂に障害を與へざらん  
か爲め奢侈税の課率にも等差を設くるの説を立てたり。是れ主として演  
劇、奏樂其他興行の通券料に累進賦課の法を適用するに依て始めて此目



的を達し得へし。只我邦に於ける演劇税、興行税は業主に賦課するの制度にして觀者に賦課するの制度に非ざるなり。是れ少しく他に異なる所なり。要するに泰西の賦課制度に於ては奢侈税は先づ國家課税制度の間に起りて竟に都市課税制度の裡に移らんとし我賦課制度に於ては府縣課税制度の間に起り延ひて都市課税制度の裡に其普及を視んとするの勢あり。之を綜ふるに地方課税制度は利益報償主義より一變して資力適應主義と爲り單一的賦課の主義より一變して複合的賦課の主義と爲り比例的課率の主義より一變して累進的課率の主義を尙ふに至れり。而して古は單に財源補充の主義を理想と爲せしも近くは賦課制度の制定に就ても福利増進の主義を參酌するに至れり。總して我地方課税制度の大體は近世に至り學理研究の餘に成れる普國地方課税制度の精神を承繼せるもの多きに居れり。隨て其制度の形體は暫く之を措くも其根本の理想に至りては亦實に泰西地方課税制度に於ける最新の趨勢と自から其揆を一にするものあり。

## 第二欸 都市の機關制度比較

泰西都市に就ては先づ其作用を究めて次に其機關に及ひたるか如く我邦都市に就ても亦此順序に依りて研究するを適當なりと考ふ。

理事者制

我都市の執行機關には町村の執行機關に於けるか如く名譽職の理事者を置かすして専ら有給職の理事者を設けたり。是れ一に適材任用主義の原則に出づ。則ち此制や獨國都市に於ける實務主義の職制と其理想を同ふし英國都市に於ける榮譽主義の職制と其體を異にす。而かも改正市制に依れば市參事會の執行權は移りて市長の責任に歸したるを以て市長の選任奈何は都市の利害休戚に關するもの甚だ大なり。一たひ適材を得れば之か長期の在任を希望すること獨國都市に於けるか如くなるべきは必然の事なり。然るに市長を始め都市重要吏員の任期は從來六年の制なりしを改め新制に於て總へて之を四年となしたるは實務主義を貫徹する上に見て少しく遺憾を感ずる所なりと雖も適材を招致して之を優遇するに於ては事實其任期を重ねるに至るべきは固より之を疑はず。



市長を輔くるに助役あり都市の財務を司るか爲め收入役の外新に副收入役の設けられたるあり其他從屬機關に各種の吏員あり然れとも未だ近世英國都市の書記長制度に於けるか如き重要な専務職の發現を視す。然るに改正市制に於ては特種の經營を擔任するか爲め新に市參與なるものを置き重要な執行機關と爲し且其擔任せる事件に就ては市參與事會員として議事に參與するの權を與へたり。是れ亦適材任用の主義より出てたる一種の理事者制度に外ならず。只市參與は名譽職たることを原則とし必要に依りて有給となすことを得せしむ。是れ普通の理事者と異にして榮譽主義と實務主義とを折衷したるものと謂ふへし。

## 市會制度

我制度に於ては都市行政の評決は市會に在り然れとも市會は議すべくして行はず。是れ佛獨二國の市會評決主義と其理想を同ふし英國の市會統轄主義と其根本を異にせる所なり。英國に於ては市會は都市を統轄し議決及執行の機關たり。英國の市會は其選舉したる委員をして執行の任に當らしむるを以て市長は單に市會の一員として執行權を有するに過ぎざるなり。之に反して我邦の市會は都市の事件を評決するも都市を

統轄せず。是れ獨國の制と其軌を一にする所なり。我市會制度を以て之を佛國の制に比するに單に議決機關に止まれるは二者一なり。然れとも佛國の制に於ては市會は法定の會期を有し又市長之か議長たるの二點は我市會の制と著るしく異なる所にして彼に在りては寧ろ純然たる市會評決主義の理論を最明らかに之を法制の上に表はしたるものと謂はざるを得ず。而して我市會の選舉資格制度は普國の制度に倣ひ經濟主義の制限法を基本とし佛國一流の無制限選舉の制度を採用せず。其所謂經濟主義は其資格要件を中央及地方の公課に採り且其納むる地方直接税額の程度に依て都市選舉人に三の階級を設けり。則ち公課標準主義の階級選舉制度なり。而して改正市制に於ても仍從來の如く階級選舉を存すと雖も甚しき少數者を以て一級選舉人と爲し又は甚しく三級選舉人を減するか如きことなからしめんか爲め新に級別區分法を改むる所あり。是れ一は階級制度に伴ふ一部偏倚の弊を矯め選舉の公平均衡を得せしめんことを期するに外ならず。又從來連記投票の制なりしも他の選舉制度に倣ひて新に單記投票法を採り之を原則と爲したるは之に依て近ころ



泰西諸國に行はるゝ少數代表、比例代表の效用を呈せしめんとしたるに外ならず。又自から被選舉人の氏名を書すること能はざる者を選擧に參與せしめざるの制は國家及府縣郡の選舉制度に於て已に之を採用せしか今や改正市町村制に於ても亦同一の規程を設けたり。此の如きは一見伊國に於ける教育主義の資格制限法に似たるものありと雖も彼に於ては概括的に一定の程度にて文字を讀むことを得るの能力を必要とするも我邦に於ては單に被選舉人の氏名を書することを得る者に限り、此の如きは純然たる教育主義と謂はんよりも寧ろ無記名投票法の理想を貫徹せんとするより出てたるなり。

我邦に於ては英國一流の市會統轄主義を乘らさること前項述ふる所の如し。而して都市行政の執行に就ては佛國の地方制度に於けるか如き市長專行の主義は我從來の都市制度に於ては全く之を排斥する所なりしも今や之を改め更に市長の權限を擴張せり。又我市參事會制度は是まで普國都市に於ける合議執行主義の制度と其揆を一にせしも今や改めて特殊の議決機關、諮詢機關と爲せり。然して從來の如く有給理事者及名

市參事會  
制度都市行政  
機關の比  
較

譽職員の二要素を以て市參事會を組織せるは亦全く普國都市制度に於て有給、名譽二種の參事會員を聚めて市參事會を組織せるものと相似たり。只彼に在りて名譽職市參事會員は單に市會議員中のみならず廣く市民中より之を選擧するを得るの制あるは執行機關たる性質上當然の事なりと雖も我改正法に於ては從來普國の制と同一なりしを改め市會議員中より選擧することゝなせるは寧ろ府縣郡の參事會制度に倣へるなり。此くして市參事會制度に於て其執行機關たる性質を變じて一種の議決機關と爲し市長と市會との間に介在して一種の調和的機能を有せしめんとするは正さしく普佛二國の特徴を折衷せる一種の中間制度と謂はざるを得ず。

以上理事者、市會及市參事會制度の各個に就き敘せり。依て以下更に一步を進め都市の行政機關と都市の議決機關との二大別に分ちて之に關する一般學說の要を摘み彼我法制の主義を比較綜説せん。

都市の行政機關制度即ち所謂吏員制度の制定に就ては國に依りて或は名譽尊重の主義を採り又は技能尊重の主義を尙へり。是れ各國之民社



會の實狀に依りて其可否を定むべく之を概括して漠然其得失を論ず  
 へからず。近く獨逸の専門家中自治の吏員制度に就て比較研究を試む  
 る者前後輩出せり。プロイス、ミュンステルベルヒ、レイドリッヒ、ジンツハイマー  
 の如きは是なり。<sup>(1)</sup>レイドリッヒは嘗て英國名譽職の制度に就き評論して言へ  
 り「是れ資産及門地制度の結果にして英國の政治を貫通せる著明の特性  
 なり」と。念ふに選舉權の擴張せられたる今日の英國に於ては資産及門地  
 を擁する地方人士は昔日の如く法制上一種の特權を有する階級に非ず  
 と雖も彼等は社會及經濟の上に於て常に優越の待遇を享くるの事實あ  
 り。則ち英國の名譽職制度は全然歴史上の關係を有する一種の特別制度  
 と謂はざるを得ず。然るに名譽職尊重主義の英國に於ても近年に至り實  
 際の必要に應せんか爲め其都市の吏員組織中に更に技能尊重の主義を  
 注入することの最熾んに行はるゝを視る。則ち都市の書記長に多額の報  
 酬を與へて適材を招かんとするか如き其最著しき事例の一なり。<sup>(2)</sup>ジンツ  
 ハイマーは英國の制度を論するに方り最熱心に技能尊重の制度を稱揚  
 して言へり曰く「名譽職制度は動もすれば競争的情弊と利己的の動機

(1) Redlich; "Englische Lokalverwaltung."  
 (2) Sinzheimer; "Der Londoner Grafschaft."

とを包藏する點に於て甚しき短所あり。好し此二者の闕點なしとするも  
 専務吏員の制度は事務の熟練、紀律の嚴正及服務の專一とを得るの諸點  
 に於て尙かに前者に優れるものあるを認む」と。此の如きは亦一の見解と  
 謂つへし。然れども専務吏員の制度も亦固より弊風なきに非ず。是故に近  
 くミュンステルベルヒ及プロイスの如きは共に専務吏員制度の闕點に  
 就き説破して言へり「地方の吏員組織中に一たひ其黜陟任免の保障制度  
 を確立するときは其位置の安固なるか爲め假ひ一時は精熟の能吏を招  
 徠し得へきも彼等か老ひて昇進の望なき地位に達すれば忽ちにして淹  
 留滯の弊を生じ竟に尸位素餐の風を養ふに終らん是れ<sup>(1)</sup>吏僚の爲めに  
 公衆あるに非ず公衆の爲めに始めて吏僚あり」と謂へる理想を忘るゝに  
 至るの端緒なり」と。泰西に於ける自治の吏員制度に就て識者論する所此  
 の如し。要するに我都市吏員制度は尙其選敍、任期、待遇に關する諸般の法  
 制に於て將來更に補充を要するもの多しと雖も現行の法制たる其立法  
 の主義より視るときは亦實に適材任用制度の體を有せり。此くして吾人  
 は都市吏員制度に於ては一面軋轢紛争の弊を排し技能尊重の主義を發

(1) "Beamte für Publikum."



揮すると共に又一面に於ては、吏員制度に伴ふ各種の情弊を演出するこ  
となきを望まんとす。

次に所謂議決機關はプロテヒカ其著自治行政論に「意思表示機關」とし  
て敘述せるものにして我邦の都市に於ては獨り市會之に當れり。夫の市  
民直接投票法の存する一二の國に於ては所謂「市民總會」も亦之に屬す。議  
決機關の制度に英國式の集權主義と大陸式の分權主義との別あり。分權  
主義の制度に於ても其權限程度に就ては國に依り自から異同あると前  
已に之を述べたり。我市會制度は純然たる分權主義に屬し其程度は大要  
普國の法制より繼承する所多し。近時市會制度に關し學界の研究最盛な  
るもの米國に如くはなし。蓋し歐洲都市に於ては市會の權限制度は已に  
確定的法制となりて學究の餘地を存せず寧ろ都市行政の作用其ものゝ  
必要よりして都市職吏制度の議論を起せしこと前項述べたる所の如し。  
然るに米國に於ては今や都市機關制度全般を通して將さに根本的改革  
の氣運に向へり。就中バルドウィン<sup>(3)</sup>は行政機關の集權主義を唱ふるを以  
て最著明なる一人たり。彼の説に従へば行政と政治との混淆を避けんと

(1) "Büeaokratische Schablone."  
(2) "Willensbildungsorgan."  
(3) Baldwin; "Municipal Affairs III."

するときは先づ行政機關を尊重するに如くなしと爲せり。竟に彼は市會  
不必要説を主唱し財務を監督するか爲め市會に代ふるに嘗て紐育市に  
設置せられたる「豫算會」の制即ち行政各部長の會議制度を以てせんこと  
を勸告せり。然るに此の説に反對して市會の集權主義を唱ふることに熱  
心なる者デュランド<sup>(1)</sup>の右に出づるはなし。彼は英佛獨の三國に於ける都  
市制度の經歷に基て夙に市會尊重説を唱へ市會の權限を擴張するを以  
て中央政治の干渉を杜絶する最善の策と爲せり。其説に曰く「都市に對す  
る市民の責任を厚からしめんとせば市會の權限を擴張せしむるに如く  
はなし。夫れ市會の權能を重視するは優秀の人物を招徠する所以にして  
活氣ある市會の行動は以て中央政治の干渉を排斥する所以なり。世人は  
都市の機關を行政と議政との二者に分別するの要を説くと雖も吾人は  
行政統一の點より寧ろ議政の機關に全權を聚むるの利なるを知る。都市  
行政の効果は二個の機關が相互に併立するよりも寧ろ之を一個の機關  
に併合するの優れるに如かず」と。抑行政議決の二つの自治機關は各自特  
有の機能を助長せしむべきものにして漫りに之を偏廢すべきに非らず。

(1) Durand; "Politicalsci encequarterly XV."



然るに以上掲ぐる所の二説は共に其主張する所の都市機關に就きて之か固有の本能を發揮するに勉むと雖も二者調和の道を取らず一を以て他を排せんとし爲めに其唱ふる所中庸を失して極端に逸するの恐あり。要するに市會制度か集權主義又は分權主義の何れを理想とすへきか是に就ては單に抽象的の原則を定むること頗る難し。凡そ機關制度の目的は機關に對する信認とこれに應ずへき責任との二者をして最克く之を結合調和せしむるの一事に存す。必ずしも機關其ものゝ單一複合如何の問題に非ず。念ふに都市の各機關を以て或は之を併立關係に排列し或は之を從屬關係に布置するも要は機關相互の結合調和をして先づ其宜しきを得せしめ總へての機關は互に氣脈を通し聯絡を密にし相聚りて茲に合理的統一的の組織を成さるへからず。此くして全體の組織を構成する各要素の機關は皆之を其適所に置きて充分の信認を與ふると同時に之をして其全力の責任を致さしむるを得は機關制度の能事茲に竭きん。而して其機關に單一集權制度を採るへきや又は複合分權制度を採るへきか是れ各國の民の性格政治の經歷公共の道義時運の趨勢如何に依

り自から決すへきの問題たり。

### 第三章 都市の權限制度綜説並比較

都市行政の作用に最直接の關係あるものは自治團體の權限制度はなり。歐米自治團體の權限範圍を定むる制度に概括委任の主義と立法指定の主義との二者あること前に述べたり。前者は歐洲大陸式の制にして後者は英米式の制なり。歐洲大陸式の制は多く都市の自治關係を重んずるの傾あり。英米式の制は固と國家の集權主義を基として發生せり。然れども近世に至りては各國を通して治安警察及義務教育の如き統一集權の主義を乘るを必要と認むるものゝ外は概して都市の自治に委任せんか爲め其權限範圍を擴張するの趨向を呈し爲めに概括委任主義の制は新に地方制度を制定する諸國か常に採る所の方針と爲れり。而して英國に於ても都市の權限に關し從來雨の如く發布したる立法指定主義の法令は已に多年の間積累して其幾何なるを知らず。若し聚めて之を一括するときは優に一の概括なる地方法典を構成するを得へしとは英國の法制

泰西都市  
の權限制  
度綜説



家か齊しく明言せる所なり。又都市の権限に就て最詳密なる立法主義を採れる米國に於ても今や其弊を認むるに至り將來は總へて指定主義の立法を廢し之に代ゆるに必ずや統一的都市法典を制定せんとするの論あり。現に此の一事を以て新に州の憲法中に之を明言せるものあるに至れり。要するに泰西都市の権限制度に於ける近世の趨勢は立法指定の主義より一變して概括委任の主義に移らんとす。

我地方制度に於ける自治の活動範圍に就ては夙に普國地方制度の理想を移植し所謂概括權限賦與の主義を採り以て指定權限賦與の主義を避けり。要するに我邦都市の權限範圍は概括委任主義を採りたることに前記に述ふる所の如し。更に進んで都市權限と國家權限との關係を觀ん。先づ我邦に於ては一般警察は國家行政として之を留保せるを以て都市に關しても所謂地方警察なるものあるも團體警察なるものなきは猶普佛二國の制度に於てけると等し。而して都市の理事者をして命令の定むる所に依り地方警察を管掌せしめ得べきは都市制度の豫定する所なり。雖も現行の制度に於ては市長か國家直接の機關として行ふ警察行政なる

我邦都市  
の權限制  
度比較

ものは之を認めず。又市長か警察吏員の任命に參與し都市團體か地方警察費を負擔するの制は歐洲諸國の都市制度に於て之を視ることを得へし。雖も我邦に於ては全然其制を異にし警察の組織は國家直接に之を管理し警察費の支辨は府縣及國庫の連帶負擔に屬せり。消防行政に至りては稍之に異なり其機關の組織は國家行政に屬すと雖も其經費の負擔に限り都市團體之に當るを原則とす。則ち我一般市邑の消防行政は巴里及伯林に於ける消防行政の特例と其主義を同ふすと謂ふへし。要するに我警察行政及消防行政と自治團體との關係は市邑を通して總へて國家集權の主義を採り團體委任の主義を排せり。就中警察行政に就ては其管理及經濟併せて市邑團體をして之に關與せしめざるか如きは之を歐洲大陸の制度に比すれば更に一層高度に於ける國家集權の主義に在るものと謂はざるへからず。地方救貧行政に就ては未だ義務救助の主義を採らず。従て亦地方救助籍の制を布かず。而して現行制度に於ける法定の救助に關しては其管理并經濟は國家行政の掌裡に留保せられ都市に於ては國家直接の機關として市長をして之を行はしむるに過ぎず。要するに



泰西諸國に於ける救貧行政に就ては一般に團體委任の主義を承認するに拘はらず我現行の制度は法定の救助に就き依然として國家集權主義を採れり然れとも法定の救助以外の救貧事業に至りては都市をして其概括權限の範圍に於て任意之を補充せしむる所あり此任意主義の救助は佛國救貧制度の主義と其軌を一にすと雖も其行政の管掌は佛國に於ける如く地方及國家折衷の機關を設くることなく一切都市の議會をして之を決議せしむること猶白耳義の制に庶幾し若し夫れ我小學教育制度は義務就學の主義を採り其設立を以て之を市邑團體の義務に屬せしめたり然れとも小學教育の組織に至りては其職員は地方長官之を任免し其學科は中央政府の關與する所に係れり則ち市邑議會の權限は小學教育の經濟關係に止り小學教育の組織關係は總へて國家集權の主義を乘りて團體委任の主義を排せり之を白耳義の小學制度に比すれば彼は組織并經濟共に併せて團體委任主義を採れる點に於て我に異なり我を以て佛獨二國の小學制度に比すれば其組織に就て國家集權の主義を採るもの彼我一なり而して其經濟に於ては佛國は國家分擔主義を採りて

職員費は國庫之を支辨し獨國は國家補助主義を採りて職員費の半は國家之を給付すと雖も我邦に於ては小學校職員の年功加俸退隱料遺族扶助料及特別賞與は國庫及府縣か之を支辨するの外一切の經費は市邑團體の負擔と爲せり英米二國に於ては教育行政の爲めに特種の地方機關を創設し又特種の賦課制度を制定すと雖も我地方制度に於ては夙に地方團體の統一主義を確守し特別團體を造くるの主義を排せり。

#### 第四章 都市の關與制度綜說並比較

都市に關する自治權限の制度は都市行政の裡に於ける内部的作用の問題なり都市に對する國家關與の制度は都市行政に對する外部的作用の問題たり而して都市行政に關する内部の作用か年を逐ふて進化するに隨ひ國家か之に對して外部より加ふる所の作用も亦自から變遷せざるを得ず之を泰西に見るに古代に於て都市即ち國家たるの時代には都市行政と國家行政とは本來二者混一の實あり是を以て別に國家關與の制度なるもの存すへきの理なし中古封建制度の盛時に於ては都市は國

泰西對都市  
國家關與  
制度綜說



家と相對時す是時に於ても國家關與制度は其視るべきもの妙きは亦固より其所なり。封建の末路中央君權一時に興るに當り國家は一切の勢權を吸収して集權作用を都市の上に及ぼし爲めに國家關與の策は極端なる干渉主義專制主義に偏倚せり。近世に至り國家が都市の活動を保護し其作用を發展せしむるは國家の進運に至大の關係あるを明かにするに至るや國家先づ都市の權限範圍を廣汎ならしむるの鍼路に向へり。是に於て都市の指定權限賦與の主義は一變して概括權限賦與の主義と爲れり。此くして都市が國家組織の系統中に於て最有力なる要素の一たることの深く認識せらるゝに及んで之に對する國家關與制度は放任主義より一變して保護主義と爲れり。夫れ近世國家は都市團體の權限を重んじ之に對して敢て漫りに關與權を行はず。則ち普通監督主義の關與制度に於ては法に定むる正權限に依るに非されは國家は都市に對して所謂監督上の命令作用及強制作用を施さざるを常とす。隨て特別管理主義の國家關與制度は漸次に狹隘なる範圍に制限せられ夫の都市機關に於ける國家特別任命の主義又は都市行政に於ける國家特別參加の主義は漸次

廢止せられ今や獨り佛米二國の首都に於て最顯著なる特例として遺留するに過ぎず。然り而して都市行政の活動に對しては近世國家は消極作用より一轉して新に積極經營に出て之を制限せずして之を保護し之を疾視せずして之を善導し百方之か振興を計るを以て政策上の能事なりと爲せり。地方行政に對する巡閱指導制度の如き福利事業に對する公營特占制度の如き團體經營に對する獎勵補給制度の如き地方公債に對する積極保護制度の如き其他國家が都市に採して其活動に必要な各種の權限を賦與し及保護の特典を制定するか如き皆一に此理想に基かさるはなし。則ち嘗て干渉主義なりしもの今や指導主義と爲り嘗て專制主義なりしもの今や助長主義と爲れり。吾人は是等指導助長主義の關與制度を以て之を前に述べたる『特別管理主義の關與制度』及『普通監督主義の關與制度』に對して寧ろ是を『特別保護主義の關與制度』と稱するの適當なるを認めんとす。要するに古代に所謂國家的都市は都市全能の時代に於て當時は都市に對して別に國家的關係なるものあることなく國家的都市衰へ封建的都市起るに及んで都市自衛の時代となりたるも當時都市



に對する國家的關係は未だ純然たる統治の實を呈せず。然るに近世紀の冒頭君主獨裁の時代に至るに及んては都市に對する國家的關係に於て始めて統治の勢成れり。當時都市に對する關與制度は概して專制主義なりしか。次て立憲法治の時代に入るに及んて都市に對する關與制度は專制主義より一變して制限の主義と爲りたる制限主義の關與制度は其作用概ね消極の方面に止まりき。然るに今や國家の都市に對する漸次積極の方面に發展し助長主義は年を逐ふて其蔚興を視るに至らんとす。加之是等助長主義の新に興るに及んて其機能發源の中心として作用最敏活なる行政機關を要するに至れるは勢の當さに然るべき所なり。之が爲めに英米式の立法關與制度漸く衰へ歐洲大陸式の行政關與制度之に代はらんとするの現象を呈せり。要するに近世自治行政の進歩に伴ふて自治團體に對する國家關係は其主義理想に於て著しき變遷を視るに至れるは必然の趨勢たり。念ふに泰西諸國に於ける近世の自治行政は福利増進の主義を乗りて之を事局に施し以て國家の進運に貢獻せんとするや國家も亦福利増進の主義を標準として自治の行政を監督し又之を助長す。

其近世國家か特に集權統一の必要を認むるや一部の都市行政に就ては特別管理の主義を乗りて直接に之を経營せるあり特に強制執行の必要を有する都市行政に對しては國家は普通監督の方法に依り外部より之に向て其勵行を期し又指導保護の必要を有する特種の都市事業に對しては國庫より之を補助して其經營を扶け公益上の必要あるものに就ては法に依て公營特占の權を與へ以て之を助成せり。是れ皆國家か都市の爲めに謀りて其行政の整理振興を期するに非ざるはなし。是故に泰西の學者は都市に對する近世國家の關與主義は古代及中古の關與主義と其形式を一にするも全く其根本の理想を異にすと謂へるは之か爲めなり。則ち近世國家の關與制度は之を一括して「都市に對する他動整善制度」と綜稱するを可とす。而して國家と都市とか共に其氣脈を通して協同の發達を遂くへき相互の關係より觀るときは則ち是を「國家及都市の聯絡制度」と稱するを最適當なりとす。今や多數の邦に在りては都市に對する國家の他動整善制度か都市内部に於ける自動整善制度と共に等しく進歩して國家と都市との間に於ける相互の關係益々密接となり國家及都市



の聯絡制度は次第に之か完成の時期に向はんとするは蓋し最喜ぶべき現象たり。

轉して我邦に觀る。我自治團體か權限を行ふに當り特に國家の監督を要するものに就ては大體法律に於て之を規定し其他は市邑の自治に委任せり。是れ佛國市邑制度に於て陽に概括權限附與の主義を採り陰に煩細なる國家關與の主義を施せるものと全く其撰を異にせり。而して自治行政にして違法越權の事あり若くは公益に害ありと認むるものに對しては再議矯正制度の設けあり。又違法越權の事項に對しては新に取消處分の監督權を與へたり。又從來強制豫算強制支出の規定ありしに過ぎざりしも新に法律命令に依る行政行爲に就て強制執行の規定を追加せり。是等は其大體に於ては普國の制を繼承せる所なり。重要吏員の懲戒處分に就ても佛國式即ち單獨の行政廳に依り行ふ所謂專行罷免の制度を舍て、夙に獨國式なる合議裁決の制度を採れり。而して從來は此の合議裁決の機關は府縣郡の參事會を以て之に充てたりしも改正制度に於ては市邑を通して重大なる懲戒處分は知事を會長と爲し府縣高等官及府縣

我自治團體に對する國家の監督を比較す

名譽職參事會員より互選したる者を以て組織せる特別の懲戒審査會を以て之に代へたり。

自治に對する我監督制度は純然たる行政關與の主義を秉れり。夫の普通裁判所か地方行政に關する訴訟を受理するか如き英國一流の司法關與制度は從來我邦の採らざる所なり。是れ歐大陸の制と其趨勢を同ふせり。都市の公債に就ては國會の承認を受けしむる如き所謂議會關與の主義は總へて我地方制度の採る所にあらず。英國自治行政に對し法律を以て其事業の許否を爲す所謂特別立法制度の如きは我邦の夢想たも爲さるる所なり。又多額の都市公債に就て國會の議決を経るか如き一部の立法關與主義は佛國に於て夙に之を採用すと雖も我邦に於ては亦固より之に倣ふことなし。則ち純然たる行政關與の主義を固守せる點に於ては我自治監督の制度は普國と全然其軌を一にせり。而して行政裁決に依る監督に關しては我地方制度に於ては訴願及訴訟の二個の方法を開けり。是れ其大體の點に於て普佛二國と其制を同ふす。若し夫れ都市に對する國家の行政關與制度中に於て其大都市に關する特例は我市制定の當



時は佛國巴里に於ける國家特別任命の主義に倣ひ東京、京都、大阪、三市に於ける重要な執行機關は上級行政廳の官吏をして之を兼攝せしめたりしも明治三十二年に至り竟に此特別制度を廢せり。其後幾たひか貴族院より東京都制法案なるもの、提議あり其法案の綱領は東京市を以て國家直隸の團體たらしめ從て府の行政區劃より之を獨立せしむる事其團體の重要な執行機關に國家任命の主義を採る事は實に同法案の骨子なりき。而して衆議院に於て屢、東京市選出の議員より提議せられたる大都市特別法案は府の行政區劃より之を分離することなく單に自治行政の監督に就て之を國家直隸の制と爲さんとするに在り。是等の大都市特別制度は未だ通過の運に至らず。然れども現今東京市の給水、排水、築港、其他市區改正事業に就ては「市區改正委員會」と稱して國家及都市を代表する混合の調査機關を設け之か設計を議定せしむ。是れ巴里の救濟事業に於ける國家特別參加主義の機關と其大體の理想を一にするものといふべし。只彼邦に在りては議決及執行の機關共に國家參加の主義を採り我邦に在りては獨り議決機關に對してのみ國家參加の主義を留保し其

執行機關に關しては純然たる團體委任の主義を採れり。

我地方課税制度に於ては夙に附加税、特別税の併用制度を用る普國地方財政制度の骨子たる所謂複合賦課の主義を採りて各種の税目を活用せり。此くして我邦の税制は佛國と異にして附加税主義に偏する所なし。從て同國市邑の賦課行政に對するか如く極端なる立法關與の主義は我地方財政制度に於て更に之を視ることなきなり。

自治團體の收支に對する我邦の關與制度は外部審査制度と内部審査制度との二要素を以て成れり。外部の審査は先づ地方行政廳をして之に當らしめ最後に内務大臣之に當れり。是れ所謂行政監督制度の最純なるものにして立法監督制度の如き之を排して一切採る所なし。而して其財政に就ても佛國に於けるか如き會計検査院の審査制度も亦我法制の採らざる所なり。内部の審査は團體の執行機關に對して團體の議決機關之を行ふの制度たり。此くして我自治體に於ける自動整善の方法は普國の法制と略、其軌を一にする所なり。

地方公債に對する我現行の國家關與制度は普國の制に於けるか如く



純然たる行政監督の主義に依れり。從來償還期間三年以上の公債のみ中央政府の許可を受けしむるに止りしか。今や改めて一切の公債は中央政府の許可を受けしむることゝなれり。然れども其起債額の如何に巨大なるに拘はらず亦其償還期間の如何に長期なるに拘はらず行政官廳か之に關與するの外は法律として議會の承認を経るを要することなし。又法律を以て一般自治團體に關し豫め起債の制度を制限するを視す。即ち佛國都市公債に對する立法監督の主義及英米二國の地方公債に對する立法制限の主義は我法制の採らざる所なり。此の如く地方公債に對する普通の監督制度に於ては前に述べたるか如く今や三年以内の短期公債と雖も總て中央監督官廳の許可を受けしむるの制に更めたるを以て消極的制限の點に於ては固より已に備はれりと謂ふべし。然れども地方公債に對する保護主義の國家關與制度に至りては勸業銀行、農工銀行の如き特種銀行を起し之をして特に地方團體に對して信用貸付を爲さしむるの外國家が廣く地方團體に對して直接債權者と爲り又は地方公債の爲めに特種の融通機關を設けず。然れども地方公債の爲めに郵便貯金を活

用するの制は漸く近年に至りて其端緒を見るに及べり。其他現に國家が市邑公債に向つて特種の資金を融通するは小學教育の爲めにする教育資金の制に於て之を視るに止れり。則ち我邦に於て將來講究すべき低利融資の制度に大凡そ六個の種別あり。一は政府が保護する特種の銀行に命令して特に公共團體の爲め低利の資金を貸付せしむるに在り。是れ獨佛二國に於て行はるゝ所の地方公債の爲めにする保護銀行利用制度と其揆を一にするものなり。二は地方自治體の基金を中央に吸集し之を以て地方公債に融通するの資金を造成するに在り。是れ則ち白耳義に於て市邑共同の資金を基とせる貸付銀行制度又は伊國の地方金庫を統一して造成せる中央貸付金庫制度と相似たり。三は地方自治體の基金は府縣又は大都市をして之を基礎とし更に公營銀行を組織せしめ之に依りて地方人民の貯蓄を奨励すると共に地方公益事業に低利融資せんとするに在り。是れ獨國都市に於ける公營主義の銀行制度と其趣を一にするものなり。四は府縣が有する所の罹災救助基金に關し其現行法に定むる貸付範圍を擴め廣く下級の地方團體に對し融資を爲さしむるに在り。是を



以て佛國か道路費貸付の爲め設けられたる特別資金制度若は獨國の不具保險金庫の一部を利用する地方貸付制度に比すれば其施設の中央に屬すると地方に屬するとの區別あるも大體の主義に至りては固より其揆を一にするものなり。五は地方人民か蘊蓄したる郵便貯金を以て悉く之を國家の財政に利用するの制を緩和し勉めて多くの部分を以て地方團體の爲めに低利貸付を爲すの資金と爲すに在り是れ瑞典、白耳義及伊太利に於て行はるゝ郵便貯金利用制度を移さんとするものに外ならず。我邦に於ては曩に貯蓄の獎勵と共に爲めに増加せる郵便貯金を以て特種銀行の債券を買入れ同銀行をして地方團體、産業組合、耕地整理の爲めに低利の融資を爲さしむること約一千六百萬圓に及へり。是れ地方團體に對する間接の融資方法なり。近くは水害激甚の府縣に對して預金部より約千五百萬圓を出し直接融資の方法に依りて之か貸付を爲せり。是れ亦郵便貯金の利用方法に外ならず。將來更に之を擴張し地方に向て勉めて多額の融資を爲すときは自治事業の援護として其効果や蓋し之より大なるはなかるへし。六は地方團體の要求に應せんか爲めに政府は財政

狀況の許るす範圍内に於て自から低利の國庫債券を發行し之を以て地方公債の爲めにする信用附與制度と其體を一にするものなり。以上述べたる所の制度は其一を擇ひ又は其數者を併用するときは必らずや地方公債の爲めに低利の資金を融通することを得へし。要するに我邦に於ては地方公債に對する消極の監督制度は略具はれりと雖も積極の保護制度に至りては尙講究を要すへきもの尠からず。

之を綜ふるに自治に對する我國家關與制度は終始行政關與の主義を以て之を貫き敢て立法關與の主義を採ることなし。而して今や普通の監督方法は改正制度に依り從來の不備缺漏を補ひたるもの多きを以て今後は新制度の活用に依り之か實效を收むへきは言を須たす。只此際更に講究すへき國家關與制度の問題は指導助長の主義を根據として考案せらるへき他動的整善の方法如何の一事に在り。夫れ自治に對する我現行の關與制度か全然立法監督の主義を排し純然たる行政監督の主義に依れるは自治の點よりすれば之か爲め行政の簡捷敏活を得たること其幾何なるかを知らず。我行政關與制度の利便此の如く而かも之を應用すへ



きの餘地や固より甚た廣し。將來自動他動の二方面に互り自治整善の方策にして尙其足らざる所のものは宜しく之を擴充せざるへからず。都市は其自治を興し之を以て國家の爲めに貢獻し國家は都市を導き自治の爲めに援助し所謂國家及自治の聯絡作用にして一たひ其完全を得るに至らば都市行政の振興や期して待つへし之を要するに宇内に冠たるべき新進優良なる都市の多くを有することは一國の光輝にして又國民の榮譽とする所なり。而して都市自治の根本は市民公共心の厚薄如何の問題に歸著す。其局に在る者の自から勵むべきは固より言を俟たず一般市民も亦都市公益の爲めに其心を用ゐる其力を盡すを以て名譽ある本分たることを悟り均しく自から重んじ自から任するの精神に富み努力已まざるときは行政の整理事業の經營は必ずや其一新を見るに至らん。

### 都市行政及法制 下巻終

明治四十四年八月十五日印刷  
 明治四十四年八月十八日發行

(都市行政及法制下巻)

不許複製  
 實價金 壹圓

著者 井上友一

發行者 東京市日本橋區本町三丁目八番地  
 大橋新太郎

印刷者 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地  
 飯田三千太郎

印刷所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地  
 株式會社 秀英舎第一工場



### 發行所

東京市日本橋區本町三丁目

博

文

館

振替貯金口座東京二四〇番  
 販賣部電話本局二六二〇番



東京法科  
大學教授

### 法學博士 小野塚喜平次君著

(發行所 博文館)

### 現歐洲 立憲政況一斑

全一冊洋裝菊判上製  
正金壹圓  
郵税金八錢

目次 ○英國政治界に於ける新勢力團體 ○佛國世界近時の趨勢 ○佛國に於ける政教分離問題の政治的觀  
察 ○獨逸帝國議會議員總選舉に現はれたる社會黨の勢力 ○埃國に於ける立憲制の運用と民族  
の複雜 ○以國に於ける立憲政治の近況 ○露國に於ける立憲政治 ○西班牙國に於ける輓近の政況  
東京朝日新聞評 英、佛、獨、埃、伊、露、西の諸國に於ける立憲政治の現狀を紹介せるもの材  
料の如き極めて新らしきは喜ぶ可し由來此種の著述は著者も言へる如く勞多く  
して功擧らざるものなれば此だけの材料を收むるには多大の苦心を要したるものなる可し記者は現在日  
本語に成れる列國憲政現政史の最良なる參考書として之を政治家及學生に薦む。

同 君 著 (上卷五版 下卷四版)

### 政治學大綱

全二冊(上卷下卷)  
洋裝菊判上製美本  
正價各金五拾錢  
郵稅各冊金八錢

著者屢に大學院にありて斯學を專攻し又官命を奉じて歐洲に留學する事數年歸來東京帝國大學に於て政  
治講座を擔任し教鞭を執らるゝの傍ら世に斯學の良書なきを慨し遂に其大要を著はし以て讀者をして健  
全なる政治思想を養はしめらる説述簡明懇到近時其比を見ざる良書なり

### 衆議院議員 加藤政之助君著

●發行所 博文館

### 産業政策

全一冊洋裝菊判美本  
紙數三百十七頁  
正價金六拾五錢  
郵税金八錢

本書は内外最新の材料に依り産業の大方針を講じ、關稅、教育、稅法、貿易、  
港灣、河川、農商、工業、重大問題を解決せる大著述なり。在朝在野の政治家は、現時の  
業、貧富等十有餘の重大問題を解決せる大著述なり。國家問題を解決して、富國の大計を  
確立するの資に供すべく、農商工業家は、各其業を發展し、利益を占むるの便に供すべく、教育家は國民  
教育の指針と爲すべく、學生は財政經濟の學理と我國現在の事實とに通じ以て其知識を加ふべく、富者は  
自ら反省すべく貧者は自ら慰安すべし。苟も現社界に立ちて活動する者は、何人も一讀すべきの書なり。  
盛岡高等農林學校講師 農學博士 恒藤規隆君著 (石彩色圖廿枚精細)  
鹿兒島高等農林學校講師 農學博士 恒藤規隆君著 (石彩色圖廿枚精細)  
臺灣總督府囑託 農學博士 恒藤規隆君著 (石彩色圖廿枚精細)

### 南日本の富源

全一冊洋裝菊判總  
クローズ上製美本  
正價金壹圓六拾錢  
小包料金八錢

本書は多年臺灣及び沖繩地方に深き關係を有せらるゝ恒藤農學博士が南日本の利源開發を誘導し事業經  
營の指針となさんか爲め著作せるものにして説く所は専ら平易を旨とし臺灣本島及び附屬諸島琉球諸島  
大隅大島の各島並に小笠原列島等の寶儲を紹介し以て諸般の事業經營者の便宜に供したるもの近來稀に  
見る一大珍著なり



博文館發行  
帝國百科全書中

# 政治法律財政經濟書類

|          |                     |          |                       |
|----------|---------------------|----------|-----------------------|
| ●日本帝國憲法論 | 法學士 田中次郎君著          | ●行政法各論   | 法學士 小原新三君著            |
| ●國法學     | 法學士 岸崎昌君共著<br>中村孝君著 | ●行政裁判法論  | 法學士 小林魁郎君著            |
| ●國家學     | 法學士 南弘君著            | ●都市經營論   | 法學士 矢田七太郎君著           |
| ●政治學     | 法學士 南弘君著            | ●殖民政策汎論  | 法學士 山内顯君著             |
| ●政治汎論    | 法學士 永井惟直君著          | ●法律汎論    | 法學士 熊谷直大君著            |
| ●政治史     | 法學士 森山守次君著          | ●法理學     | 法學士 丸山長渡君著            |
| ●政治學史    | 法學士 津田欽一君著          | ●國際公法    | 法學士 北條元信君共著<br>熊谷直大君著 |
| ●議會及政黨論  | 法學士 菊池學而君著          | ●國際私法    | 法學士 中村太郎君著            |
| ●議院法提要   | 法學士 工藤重義君著          | ●民法總論釋義  | 法學士 丸尾昌雄君著            |
| ●行政法汎論   | 法學士 小原新三君著          | ●民法債權編釋義 | 法學士 丸尾昌雄君著            |

|                           |                       |          |             |
|---------------------------|-----------------------|----------|-------------|
| ●民法 <small>親族篇</small> 釋義 | 法學士 上田豐君著             | ●國債論     | 法學士 工藤重義君著  |
| ●民事訴訟法釋義                  | 法學士 梶原仲治君著            | ●經濟債論    | 法學士 工藤重義君著  |
| ●刑事訴訟法論                   | 法學士 溝淵孝雄君著            | ●經濟政策概論  | 法學士 池袋秀太郎君著 |
| ●刑法論                      | 法學士 島田毅吉君著<br>宮城長五郎君著 | ●經濟學史    | 法學士 守屋源次郎君著 |
| ●日本法制史                    | 法學士 三浦菊太郎君著           | ●經濟學     | 法學士 小川市太郎君著 |
| ●支那法制史                    | 法學士 淺井虎夫君著            | ●法制經濟概論  | 法學士 大原綱一君著  |
| ●獨逸法                      | 法學士 宮内國太郎君著           | ●世界產業制度論 | 法學士 相良惟男君著  |
| ●英米法                      | 法學士 永井亨君著             | ●最新統計學   | 法學士 夏秋龜一君著  |
| ●財政學                      | 法學士 笹川潔君著             |          |             |
| ●會計法論                     | 法學士 工藤重義君著            |          |             |

各册洋裝菊判美本  
紙數各三百頁以上  
製本並製特製二種

並製各正價金四拾錢  
郵税金八錢

特製(表裝洋布各册  
金文字入)金五拾五錢  
小包各八錢



坪谷善四郎君著

(最新刊)

正改市制町村制詳解

全一冊四六判美本  
紙數四百餘頁  
正價金參拾錢  
郵税金八錢

全國の市町村公民及住民が最も痛切に利害休戚を感ずる市制町村制は今や全部改正せられ地方自治の上  
に一大革新を來たさんとす。本書著者は舊法發布の當時より市町村制に關する數多の書を著して其名全  
國に知られ、往年歐米各國を巡回して各國都市制度を調査し、また十數年來東京市會議員として最も自  
治制度に精通す。今また本書を著して改正法に就き逐條平易明瞭に説明を施し實例を引き新舊法を對  
照し法文の意義改正の理由述べて餘蘊無し。市町村の名譽職と有給吏員とは勿論一般住民も皆な必讀の  
良書なり。

博文館編輯局編

(忽五版)

對舊制改正市町村制附理由正

全一冊菊半截美本  
紙數三百四十頁  
正價金貳拾貳錢  
郵税金四錢

多年の宿題たりし市制町村制は改正せられて、吾人は理想に幾き善制を得たり。其効果を擧ぐるを得る  
は固より人に待たざるべからざるも、之に先ち、上下共に之を考究して其制度に通ずるの要あり。本館  
は其顧問として本書を薦む、卷末附する所の理由は其筋の手に成れるもの、立法者の聲にして又實に斯  
法解釋上の燈臺なり、江湖諸君の御購讀を望む。

博文館編輯局編

增訂第貳拾六版

●發行所 博文館

增補訂 帝國六法全書

全一冊菊半截洋布  
上製千八百九十六頁  
正價金壹圓  
小包料金拾貳錢

總革特製正金壹圓廿錢

小包料金拾貳錢

稱して「六法全書」と言ふと雖も載するところのものは、憲法、法例、裁判所構成法、民法、商法、民  
事訴訟法、刑法(及び陸、海軍刑法)、刑事訴訟法(及び陸、海軍治罪法)、監獄法(及び陸、海軍監獄令)  
と其關係法規にして其數無量五百其の内容の豊富にして其の編成の整へる、此種の書籍中蓋し比なし、  
而して 貳拾六版に於ては新に加へたる法令二三に止 現行の法規によりて訂正せら  
此第 貳拾六版に於ては新に加へたる法令二三に止 現行の法規によりて訂正せら  
行必須の法令り成れる一大寶典たり。權利の擁護に疎かならずとするの士は、  
座右必ず一本を缺くべからざるなり。

山田富太郎君著

(全一冊四六判三六〇頁)

●駐戶籍事件申請書式

正價金卅五錢  
郵税金六錢

山田富太郎君編

(全一冊菊判二五二頁)

●文官高等官  
判檢事登用  
辯護士試験

及第者答案集

正價金卅五錢 郵税金六錢



西園寺侯爵閣下題辭  
大隈伯爵閣下序文

# 博文館編輯局編

(卷頭公爵靈廟並に肖像入)

## 伊藤博文演說全集

全一冊菊判上製美本  
紙數九百餘頁  
正金壹圓廿錢  
小包料金拾貳錢

やまとして新聞評 本書は藤公が議會若くは其他に於て演説したるものを蒐集して一冊となせ  
一人としてなせるもの數十回の演説を登載せり何れもその時代の歴史の片面を映出せられ居るが其  
最後の首相官邸の演説の如き余は何等國家の使命を帯びずと言明し却つて重任に擔たれ居るは非もな  
其他門司小倉長府三田尻に於てなされたる演説の如き何れも思出深き感慨の蓄含せられ居るは是れ  
し藤公詩存成り藤公餘影上梓せられ今又この著を見る演説の一半を讀過して其時代の想起し其人を追憶  
するは生半可の評傳を限伯が本著に 公は余を遺して逝けり今公が一代の演説を聚めて藤公  
讀むより勝ること萬々 全集成らんとするを聞き感概し其時代の想起し其人を追憶  
り老伯のみならんや云々

### 伊藤博文公遺稿

末松謙澄子編纂

### ▽藤公絶筆(石版刷) 收載

### 藤公詩存

全一冊和装日本紙刷  
(裝釘 優美)  
正價金八拾錢  
郵税金八錢


本書は末松子爵の遺稿を収められたるもの全集にして年代に依りて藤公の著の自傳として見るべくまた帝國臣民の國歌として聽すべし公の遺風を慕ふものは頭らく一本を備ふべきなり

27.9.26  
法律資料第一  
立憲法考査局

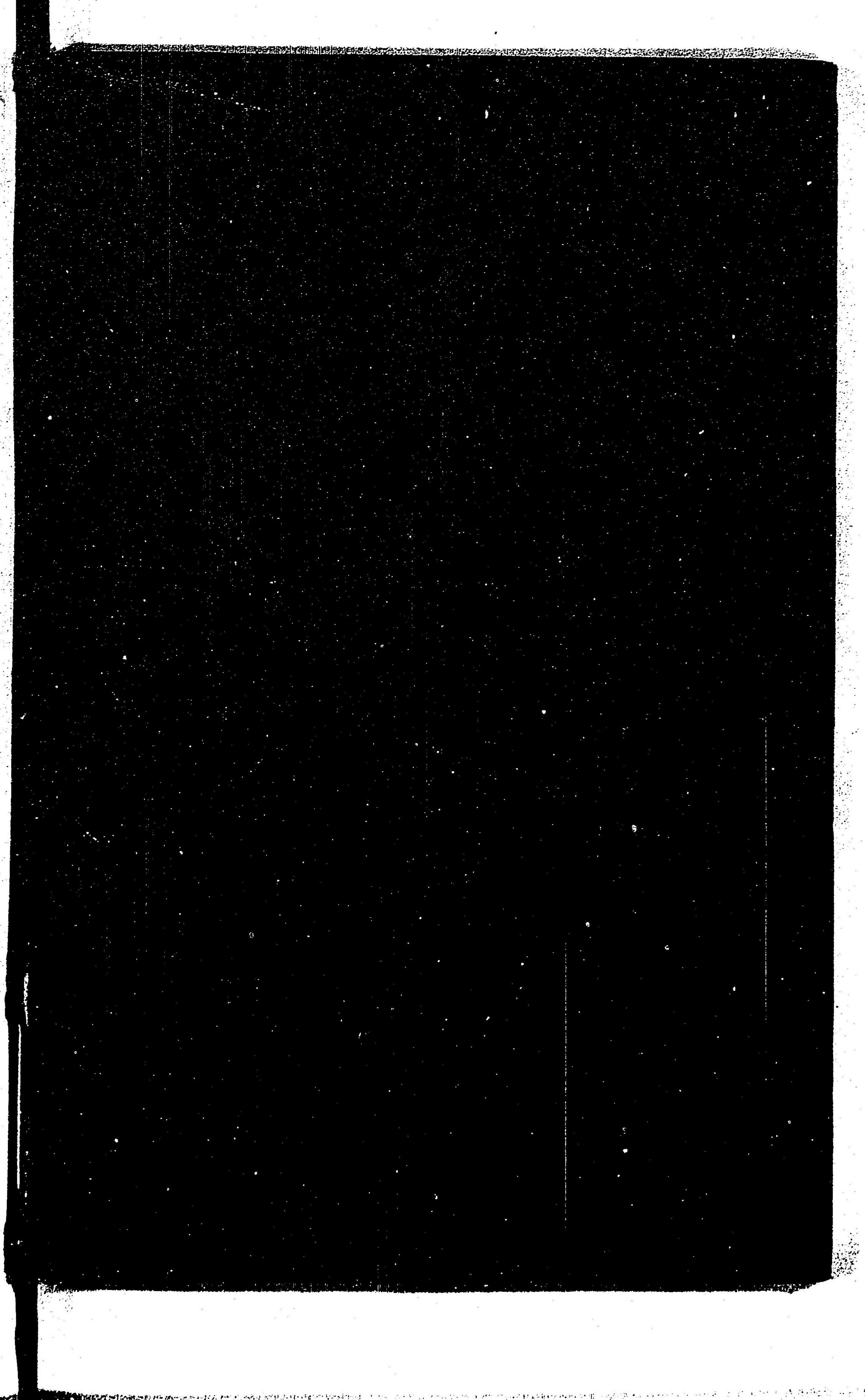
東京  
博文館發行  
本町

300











318.7

I467e



